

農山漁村 6 次産業化対策事業に係る公募要領

制定 平成22年 3 月 5 日 21総合第1907号
(大臣官房環境バイオマス政策課長、
大臣官房国際部長、総合食料局長、
生産局長、経営局長通知)

第 1 総則

以下の事業に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

(1) 農山漁村 6 次産業化対策事業

I 地産地消・販路拡大・価値向上

農商工等連携支援事業

- 1 地域農商工等連携促進対策事業
- 2 農商工等連携促進対策中央支援事業
- 3 技術促進対策事業
- 4 外食産業・農業等連携ビジネス確立事業
- 5 農水産物機能性活用推進事業

知的財産戦略・ブランド化総合事業

- 6 地域ブランド化・新需要創造支援事業
- 7 農林水産知的財産戦略総合推進事業

食文化活用・創造事業

- 8 食文化活用・創造事業

日本型食生活支援事業

- 9 日本型食生活支援事業

II 流通の効率化・高度化

食品流通効率化・高度化支援事業

- 10 一貫したコールドチェーン体制の整備事業
- 11 食品流通高度化推進調査事業
- 食品流通効率化推進調査事業
- 12 輸送行程効率化調査事業
- 13 包装・荷役作業効率化調査事業
- 14 農業者所得向上流通調査事業
- 15 次世代流通情報インフラ調査事業
- 16 食品流通効率化・高度化推進事業

地域商店街等活性化支援事業

- 17 地域商店街等活性化推進事業

III 国際展開

輸出総合支援事業

- 18 輸出総合支援事業

農林水産物等輸出課題解決対策事業

- 19 農林水産物等輸出課題解決対策事業

品種保護に向けた DNA 品種識別技術確立事業

- 20 品種保護に向けた DNA 品種識別技術確立事業

海外外食事業者向け日本産食材輸出促進事業

- 21 海外外食事業者向け日本産食材輸出促進事業

- 東アジア食品産業海外展開支援事業
 - 22 東アジア食品産業海外展開支援事業
- IV 資源・環境対策
 - バイオマス資源活用促進事業
 - 23 バイオマス資源活用促進事業
 - 食品産業環境対策支援事業
 - 24 食品廃棄物発生抑制推進事業
 - 25 技術の改良による食品廃棄物新規用途開発推進事業
 - 26 フードバンク活動推進事業
 - 27 食品リサイクル・ループ構築促進事業
 - 28 食品廃棄物効率的収集体制構築促進事業
 - 29 食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業
 - 30 食品産業CO₂削減促進対策事業
 - 31 容器包装リサイクル法コンプライアンス推進事業
- V 品質管理・コンプライアンスの徹底を通じた企業体質の強化
 - 食品産業品質管理向上推進事業
 - 32 食品産業品質管理向上推進事業
 - 食品産業信頼性向上対策支援事業
 - 33 食品企業信頼確保対策支援事業
 - 34 食品産業表示推進支援事業
- VI 緑と水の環境技術革命プロジェクト
 - 35 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業

(2) 農山漁村 6 次産業化対策整備費補助金

- I 地産地消・販路拡大・価値向上
 - 農商工等連携促進施設整備支援事業
 - 36 農商工等連携促進施設整備支援事業
 - 農業主導型 6 次産業化整備事業
 - 37 農業主導型 6 次産業化整備事業
- II 資源・環境対策
 - 38 農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業

第 2 趣旨

各事業ごとにそれぞれ別表 1 の第 2 欄に掲げるとおりとします。

第 3 事業内容

各事業ごとにそれぞれ別表 1 の第 3 欄に掲げるとおりとします。

第 4 応募団体の要件

本事業に応募ができる団体は、各事業ごとにそれぞれ別表 1 の第 4 欄に掲げる団体であって、以下の要件をすべて満たすものとします。

ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人（以下「特例民法

法人」という。)で、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれる法人に対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)により、原則として補助金の交付決定を行うことができませんので、御注意ください。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等(これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの)を備えているものであること。
- 3 本事業により得られた成果(以下「事業成果」といいます。)について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 4 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。

第5 補助対象経費の範囲

各事業ごとにそれぞれ別表1の第5欄に掲げるとおりとします。

なお、応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致するとは限りません。

また、所要額については、千円単位で計上することとします。

第6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 建物等施設の建設(農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成22年〇月〇日付け21総合第〇号農林水産事務次官依命通知)別記2に掲げる補助対象経費のうち、農商工等連携促進施設整備支援事業、農業主導型6次産業化整備事業及び農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業に係るものを除く。)及び不動産取得に関する経費
- 2 本事業の業務(資料の整理・収集、調査の補助等)を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費(雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当)
- 3 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 4 補助金の交付決定前に支出される経費(別表1の第8欄に掲げる各事業ごとの実施要領に定める場合を除く。)
- 5 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいいます。)
- 6 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

7 その他事業ごとに公示で定める経費

第7 補助金額

補助金額については各事業ごとにそれぞれ別表1の第6欄に掲げるとおりとし、この範囲で事業実施に必要となる経費を助成します。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあるほか、補助事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合があります（第14の5を参照）。

第8 補助率

各事業ごとにそれぞれ別表1の第7欄に掲げるとおりとします。

第9 事業実施期間

平成22年度の各事業の交付決定の日から平成23年3月31日までとします。

第10 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき申請書類は、各事業ごとにそれぞれ別表2に掲げるとおりとします。

2 申請書類の提出期限等

申請書類の提出期限、提出先、提出部数等については、各事業ごとに行う公示に別途記載します。

3 申請書類の提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書類は、様式に沿って作成してください。
- (2) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注意して作成願います。
- (3) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (4) 申請書類の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）とし、やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAX又は電子メールによる提出は、受け付けません。
- (5) 申請書類を郵送する場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (6) 提出後の申請書類については、原則として、資料の追加や差替えは不可とし、採用、不採用にかかわらず返却はいたしませんので、御了承ください。
- (7) 申請書類は、各事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- (8) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。

第11 補助金交付候補者の選定

1 審査方法

提出された申請書類については、各事業ごとにそれぞれ別表3に掲げるとおり、事業担当課等において書類確認、事前審査、課題提案会等を行った後、大

臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長又は経営局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会（以下「委員会」といいます。）において、審査の基準等に基づき審査を行い、事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」といいます。）を選定するものとします。

2 審査結果の通知

審査結果については、委員会における最終審査が終了次第、速やかにすべての応募者に対して通知する予定です。

審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることになります。

補助金交付候補者については、農林水産省のホームページ等で公表します。

委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第12 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、国の指示に従い速やかに、各事業ごとにそれぞれ別表1の第8欄に掲げる実施要綱、交付要綱及び実施要領（以下「要綱等」といいます。）に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業計画書（以下「申請書等」といいます。）を事業担当課まで提出していただきます。申請書等を事業担当課等において審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

第13 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助金等）への申請を行っている場合、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で、本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容、他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消される場合があります。

第14 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守っていただきます。

1 事業の推進

事業実施主体は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負っていただきます。特に、交付申請書の作

成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得及び管理等をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」といいます。）に基づき、適正に執行すること。
- (2) 事業実施主体は、補助金に係る経理を、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生は、除きます。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業の設備等の財産（以下「取得財産」といいます。）の所有権は、事業実施主体に帰属します（事業実施主体の代表者には、帰属しません。）。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」といいます。）においては、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途への使用はできません。）。
- (2) 処分制限期間においては、取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け等を行う場合は、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」といいます。）が発生した場合、その特許権等は、事業実施主体に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体であっても同様に、以下の条件を守っていただきます。

- (1) 本事業により成果が得られ、特許権等の出願及び取得を行った場合には、その都度遅滞なく国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で、当該特許権等を利用する権利を国に許諾するこ

と。

(3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

(4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行ってください。

5 収益状況の報告及び収益納付

事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合は、要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められる場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

6 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、要綱等に基づき必要な報告を行っていただきます。また、農林水産省は、あらかじめ事業実施主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めてください。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記し、発表した資料等については農林水産省に提出してください。

7 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について御協力をお願いすることがあります。

第15 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項は、公示で定めます。公示は、原則30日間、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページ（ホーム > 申請・お問合せ > 調達情報・公表事項 > 補助事業参加者の公募、URL <http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）に掲載されます。

また、この公示に併せて、事業担当課は、公募開始等の周知に努めることとします。

別表 1

第1 事業NO.	第2 趣旨	第3 事業内容	第4 応募団体の要件	第5 補助対象経費の範囲	第6 補助金額	第7 補助率	第8			その他
							実施要綱	交付要綱	実施要領	
農山漁村6次産業化対策事業										
Ⅰ 地産地消・販路拡大・価値向上										
1 地域農 商工等連 携促進対 策事業	農商工等連携の取組を通じた地域経済の活性化を図るため、農林水産業と食品産業、観光産業、研究機関等の様々な業種・機関との連携を促進し、国産農林水産物を活用した新商品開発、販路拡大等の取組を支援する。 （注）「農商工等連携」とは、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）の対象となるような取組や、地域の食品産業、農林水産業、関連産業、大学・試験研究機関等の異業種を含む産学官が連携（食料産業クラスター）した取組等をいう。以下同じ。	1 連携企画検討 企画運営会議を開催し、今後目指すべき農商工等連携に向けた計画・構想や工程表等の作成又は以下の2から6までの事業の企画検討及び事業評価等を行う。 また、必要に応じ、専門分科会の開催、本事業による活動内容等の情報提供及び農商工等連携の取組を推進するために必要なニーズ等の調査を行う。 2 コーディネーター活動支援 農商工等連携による新商品開発、販路拡大等の取組を促進するため、商品開発、マーケティング、ブランド化等に関する知見を有し、農商工等連携の取組（連携の構築、事業プランの確立から本格的な事業化まで）の企画や実施のための専門的又は総合的なサポートを行うコーディネーターを設置する。 なお、コーディネーターの設置に当たっては、当該コーディネーターの利活用について関係者に広く啓発を行うものとする。 3 交流会開催 農商工等連携の取組を促進し、関係者を結びつけるための交流会や、国産農林水産物を活用した開発商品を出展対象とした展示・商談会（商品の販売を目的とするものを除く。）等を開催するとともに、その事業成果を検証するための調査を行う。 4 連携人材育成 農商工等連携の取組に必要な技術力や、商品開発力、販売力等に優れた人材を育成するため、研修会・先進地調査研修等を開催するとともに、その事業成果を検証するための調査を行う。 5 食品産業支援情報提供 食品産業が中核となった農商工等連携の取組を促進するため、食品産業への支援施策等の情報を収集・一括管理し、円滑な情報提供を行う。 6 新商品開発・販路拡大支援 (1) 新商品開発 農商工等連携により、次の①から③のいずれかに該当する取組を実施し、国産農林水産物と加工技術を活用し、需要に即した新商品の開発に必要な試作やパッケージデザイン設計、衛生、安全性、成分を検査するための分析等を行う。 ① 農商工等連携事業計画の取組 農商工等連携促進法に基づき認定された農商工等連携事業計画の取組 ② 様々な業種が連携した取組 農林水産業と食品産業、観光産業、研究機関等の様々な業種・機関が連携した新商品開発・販路拡大により、地	民間事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、事業協同組合、食料産業クラスター協議会その他総合食料局長が特に必要と認める団体のうち、別途公示で定める要件に該当する団体	1 連携企画検討費 委員出席謝金・旅費、会場借料、会議費、ニーズ等の調査に要する調査員手当・旅費、調査票印刷費、資料作成費、通信費等の経費 2 コーディネーター活動支援費 コーディネーターの手当・旅費、コーディネーターの活動を行うための資料作成費・通信費等の経費 3 交流会開催費 講師やパネリストへの謝金・旅費、会場借料、会場設営費、調査員手当・旅費、開催用チラシ等の作成費、商談会に商品のアドバイザーとして参加するパイヤー等の招へいに要する旅費（1企業・団体当たり1名の旅費を限度とする。）、事業成果の調査費、資料作成費、通信費等の経費 4 連携人材育成費 講師謝金・旅費、会場借料、テキスト作成費、マイクロバスレンタル料・現地指導員手当（先進地調査研修用）、応募要領印刷費、事業成果の調査費、資料作成費、通信費等の経費 5 食品産業支援情報提供費 調査員手当・旅費、資料作成費、通信費等の経費 6 新商品開発・販路拡大支援費 (1) 新商品開発費 試作品の開発及び包装デザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費、試作機器のレンタル・リース料（やむを得ない場合には購入を可とする。）等の経費	358,728千円以内	1/2以内 				

			域経済の活性化に資すると期待される取組 ③ 農林水産業の振興への効果の大きい取組 地方公共団体が定める地域の農林水産業の振興に係る計画に位置付けられる農林水産物や、低未利用の農林水産物等を活用した新商品開発・販路拡大により、農林水産業の振興に資すると期待される取組						
		(2) 市場評価 6 の(1)により開発された試作品の試食会及びアンケート調査等の実施による消費者等の評価の集積を行う。	(3) 販路拡大 農商工等連携により国産農林水産物を活用し製造される商品の販路拡大のため、全国規模の商談会への出展等を行う。						
		7 報告書作成 本事業による取組について報告書として取りまとめるを行う。							
2 農商工等連携促進対策中央支援事業	農商工等連携の取組を促進するため、コーディネーターバンクの設置・運営やコーディネーターの育成、全国クラスター協議会の活動を通じた販路拡大に資するマーケティング情報の提供、地域食品（地域の資源である農林水産物を利用して開発された商品（加工食品等））のブランドの維持・管理向上等の対策、連携の課題解決のための研修会、農商工等連携で開発された商品等の販路拡大のための商談会、農商工等連携に関する情報の発信等を行う。	1 コーディネーター活動対策 (1) 検討委員会の開催 コーディネーター活動支援及び人材育成等の実施に係る課題整理、企画検討、取りまとめ等を行うとともに、(3)のコーディネーター登録の際の審査等を行う。 (2) コーディネーター人材育成研修 農商工等連携の枠組や協力体制の構築、事業創出等に係る企画などの各種相談等に対応するコーディネーターを育成するための研修会を開催する。 (3) コーディネーターバンクの設置・運営 商品開発、マーケティング等の様々な分野について専門的な知識を有する者などをコーディネーターとして登録し、連携に取り組む者の求めに応じて最適な者を紹介するコーディネーターバンクを設置するとともに、当該バンクを運営し、コーディネーターの派遣等を行う。 (4) コーディネーター活動支援 地域における農商工等連携の取組をサポートするため、現地にコーディネーターを派遣し、商品開発やマーケティング等の課題に対する指導・助言等を行う。 (5) 活動調査 地域の食品産業と農林水産業等との連携を促進するために組織化された団体（地域食料産業クラスター協議会）の活動を調査するとともに、優良な取組事例を分析し、関係者に広く普及する。 (6) 報告書作成 本事業による取組を取りまとめた報告書を作成する。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、認可法人、農林漁業者の組織する団体、必要と認める団体	1 コーディネーター活動対策 (1) 検討委員会開催 会議の開催に要する委員謝金、委員旅費、会場借料、会議費、資料印刷費等 (2) コーディネーター人材育成研修 研修会の開催に要する講師謝金、講師旅費、会場借料、資料作成費等 (3) コーディネーターバンクの設置・運営 コーディネーターバンクへの登録公募及びコーディネーターの利活用の普及に係る資料印刷費、郵送料、資料印刷費、コンテンツ作成に係るプログラマー手当等 (4) コーディネーター活動支援 現地活動員手当・旅費、資料作成費等 (5) 活動調査 アンケート及び現地調査に要する活動員手当・旅費、郵送料等 (6) 報告書作成 報告書作成費等	22,777千円以内	定額		農商工等連携支援事業実施要領	
		2 全国クラスター協議会活動 地域の食品産業と農林水産業等との連携構築を促進するため、地域食料産業クラスター協議会等を構成員とする全国クラスタ	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、認可法人、農林漁業者の組織する団	2 全国クラスター協議会活動 全国クラスター協議会活動に要する講師・委員謝金、講師・委員旅費、会場借料、資料印刷費、新商品開発・マーケティング	7,992千円以内				

	一協議会を組織し、食料産業クラスターの発展に資する取組を実施するとともに、販路拡大に資するマーケティング情報の提供等を行う。	体、事業協同組合その他総合食料局長が特に必要と認める団体	情報等の収集・提供のための経費等						
3	地域食品ブランド・育成管理対策 (1) ブランド調査・ブランドアドバイザー派遣 地域で食品のブランド化に取り組む連携体の中から、更なるブランド化を目指す取組を選定し、消費者から見た当該ブランドのイメージ、関係者のブランドの利用状況等の調査を実施するとともに、ブランドアドバイザーを派遣し、当該ブランドの価値を高める取組を支援する。 (2) ブランド確立研修会 ブランドの活用事例を交えつつ、ブランド戦略の策定方法や当該戦略に基づく組織体制、ブランドの管理等について、地域食品のブランド化を目指す関係者等に対する研修会を開催する。 (3) 地域食品ブランド表示基準推進 我が国における特色ある地域食品の表示基準を策定するとともに、当該表示基準及び策定された表示基準の商品の普及等を行う。 (4) 報告書作成 本事業による取組を取りまとめた報告書を作成する。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、認可法人、農林漁業者の組織する団体、事業協同組合その他総合食料局長が特に必要と認める団体	3 地域食品ブランド・育成管理対策 (1) ブランド調査・ブランドアドバイザー派遣 ブランド調査に要する費用、ブランドアドバイザー派遣に係る派遣員の謝金・旅費等 (2) ブランド確立研修 ブランド確立研修に要する講師謝金・旅費、会場借料、資料作成費等 (3) 地域食品ブランド表示基準推進 募集要領作成費等、現地調査に要する調査員の手当・旅費等 (4) 報告書作成 報告書作成費等	29,167千円以内					
4	農商工等連携促進対策 (1) 検討委員会の開催・先進事例調査 (2)の研修会の実施に係る具体的な課題整理、企画検討、取りまとめ等を行うとともに、当該研修会のための先進事例調査を行う。 (2) 農商工等連携研修会 今後農商工等連携の取組を目指す関係者等に対し、連携に当たっての課題解決に向けた研修会を開催する。 (3) 報告書作成 本事業による取組を取りまとめた報告書を作成する。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、認可法人、農林漁業者の組織する団体、事業協同組合その他総合食料局長が特に必要と認める団体	4 農商工等連携促進対策 (1) 検討委員会の開催・先進事例調査 会議の開催に要する委員謝金、委員旅費、資料印刷費等、先進事例調査に係る推進員謝金、調査員旅費、資料作成費等 (2) 農商工等連携研修会 研修会の開催に要する講師謝金、講師旅費、会場借料、資料印刷費等 (4) 報告書作成 報告書作成費等	13,293千円以内					
5	商談会等開催支援 (1) 商談会等の開催 農商工等連携により開発された商品等の販路拡大のための商談会を開催するとともに、必要に応じ、農商工等連携を推進するための事例発表会、事業者をサポートするための相談会や商品改善支援会、関係者のニーズ調査等を実施する。 (2) 報告書作成 本事業による取組を取りまとめた報告書を作成する。	民間事業者、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、認可法人、農林漁業者の組織する団体、事業協同組合その他総合食料局長が特に必要と認める団体	5 商談会等開催支援 (1) 本事業を実施するために活動する推進員手当・旅費、商談会（事前説明会、事例発表会、相談会等を含む）の開催に要する会場借料、会場装飾費、広告宣伝費、講師・相談員等の謝金・旅費、アンケート調査費、資料作成費、商談会に参加するアドバイザー（バイヤー等）の招へいに要する旅費（1企業・団体当たり1名の旅費を限度とする）等 (2) 報告書作成 報告書作成費等	168,550千円以内					
6	農商工等連携情報提供支援 農商工等連携を推進するための食品産業と農林水産業の連携に係る実態調査等を行うとともに、農商工等連携の優良事例、支援施策、交流会・シンポジウム等のイベント情報、産地情報等を調査し、取りまとめ	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、認可法人、農林漁業者の組織する団体、事業協同組合その他総合食料局長が特に必要と認める団体	6 農商工等連携情報提供支援 本事業を実施するために活動する推進員等の手当・旅費、アンケート・現地調査費、資料作成費、メールマガジン・情報誌の発行に要する費用等	14,294千円以内					

			を行い、農林水産業、食品産業、観光産業等の農商工等連携の関係者に対し、メールマガジンや情報誌の発行等により定期的に情報提供を行う。							
			7 食品産業構造調査 (1) 食品生産構造調査 食品製造業において課題となっている国内外の原料調達及びGMO農産物への対応、食品の安全性等の消費者への適切な情報の提供等について、学識経験者からなる検討会の開催、食品企業に対するヒアリング調査等を通じ、社会変化や消費者の多様なニーズに対応するために食品産業が把握すべき課題の調査・分析を行う。 (2) 食品企業財務動向調査 我が国食品産業の競争力強化に向けた検討をするため、各種調査、研究会の開催、企業ヒアリング等を通じ、食品製造業種別の特徴、海外生産売上高・比率、売上規模、寡占度指数、グループ企業の資本・業務提携関係などの財務状況等を把握するとともに、今後業界において留意すべき課題を抽出し、食品産業が投資要因等の環境変化に対応すべき事項について網羅的な把握及び基礎的データの整備を行う。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、認可法人、農林漁業者の組織する団体、事業協同組合その他総合食料局長が特に必要と認める団体	7 食品産業構造調査 (1) 食品生産構造調査 委員会・部会開催費（委員謝金、委員旅費、会議費、資料印刷費等）、アンケート調査費（依頼分析費、備品費、郵送費）、現地調査費（調査旅費、調査員費等）、報告書作成費（印刷費、郵送料費等）その他事業実施に必要な経費 (2) 食品企業財務動向調査 委員会・部会開催費（委員謝金、委員旅費、会議費、資料印刷費等）、データ収集・分析費（依頼分析費、情報購入費、統計資料購入費等）、現地調査費（調査旅費、調査員費等）、報告書作成費（印刷費、郵送料費等）その他事業実施に必要な経費	15,119千円以内				
			8 優良食品・企業等推奨 地域で生産される農林水産物を利用した地域色の豊かな食品等を対象とする表彰並びに食品産業の発展等に功績のあった企業、団体及び個人を対象とする表彰を行うため、表彰を受けようとする食品、企業等の募集・取りまとめ、審査会の開催、表彰等を行う。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、認可法人、農林漁業者の組織する団体、事業協同組合その他総合食料局長が特に必要と認める団体	8 優良食品・企業等推奨 優良食品・企業等の表彰に関する審査会、表彰式典等の開催に要する委員謝金、委員旅費、会場借料、資料作成費等	2,451千円以内				
3 技術促進対策事業	産業ニーズ・技術シーズを有する者の連携等による技術開発等に関する計画を作成するとともに、地域における産業ニーズ・技術シーズを有する者の連携による食品産業分野の共同技術開発の促進、地域の資源や知見の効率的な活用・集積を通じた新製品開発・新事業創出等のために、農商工等連携に資する場づくり等に対する支援を行う。また、地域食品のブランド化を図るための技術普及の拠点を設置し、食品の機能性の高度な評価手法の研修・普及を行うほか、地域食品の高付加価値化に必要な技術的情報を整備するなど、地域食品の開発やブランド化に不可欠な技術的支援を行う。	1 農商工等連携促進技術対策 (1) 産業ニーズ・技術シーズを有する者の連携等による技術開発等に関する計画を作成する。 (2) 産学官の連携・農商工等連携に向け、地域における農商工等連携促進技術に関する計画の作成、地域技術連携の促進のためのワークショップの開催等により、各地域における技術を核にした産学官連携形成を促進する。 (3) 地域において、食品企業及び食品関連企業等を招集し、地域における大学、公設試験研究機関、独立行政法人等の研究成果を発表する技術紹介・交流会を開催する。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、第3セクター、事業協同組合、技術研究組合、食品関連事業者・試験研究機関等から成る協議会等その他総合食料局長が特に必要と認める団体	1 全国食品産業技術開発戦略作成費 (1) 検討会（謝金、旅費、会議費、会場借料、資料印刷費等） (2) 全国食品産業技術開発戦略作成（推進員手当、旅費、ヒアリング調査費、アンケート調査費、印刷費、報告書等作成費等） (3) その他事業実施に必要な経費 2 地域技術連携促進費 (1) 検討会（謝金、旅費、会議費、会場借料、資料印刷費） (2) 地域農商工等連携技術に関する計画の作成（推進員手当、旅費、ヒアリング調査費、アンケート調査費、原稿料、印刷費等） (3) ワークショップ開催・運営（謝金、旅費、推進員手当、事務員費、会議費、資料印刷費等） (4) その他事業実施に必要な経費 3 農商工等連携促進技術紹介・交流会開催費 (1) 検討会（謝金、旅費、会議費、会場借料、資料印刷費等） (2) 農商工等連携促進技術紹介・交流会開催（推進員費、資料作成費、会場借料、会場整理賃金、報告書作成費等） (3) その他事業実施に必要な経費	88,060千円以内	定額		農商工等連携支援事業実施要領		

		を後押しし、この取組を取りまとめ て全国の食品企業等開発研究機関等 に広く情報提供することにより、試 作担当食品企業の技術の向上のみな らず、全国の食品企業が機能性食品 を開発する上での共通的な技術を共 有することが可能となり、機能性食 品の開発を効率的に行える結果、農 水産物の利用拡大が図られることと なる。										
6	地域ブ ランド化 ・新需要 創造支援 事業	地域ブランド化に向けた取組と新 食品・新素材の事業化のための環境 整備を支援する。	1 農林水産物・食品地域ブランド化支援事 業（全国段階） 各地の地域ブランド化の取組を推進する ために以下の事業を実施する。 (1) 食と農林水産業の地域ブランド協議会 の運営 (2) プロデューサー会議の開催 (3) 地域ブランド化に係る検討委員会の開 催 (4) 地域ブランド化の取組効果の調査 2 新需要創造フロンティア育成事業 新食品や新素材を活用して新たな需要を 創造し、新産業分野を開拓するため、以下 の事業を実施する。 (1) 農産物の機能性成分を発掘・評価し、 栽培・加工技術データ等と連携させるこ とにより、地域の中小企業や産地が事業 化に有用な情報を入手し得る環境を整備 する。 (2) 新食品・新素材について、その画期的 な利用方法や、機能性成分などの有効性 や安全性に関する最新の情報、想定され る商品形態や市場規模などの情報を産地 や民間企業などに提供するとともに、試 験研究機関と結びつけることにより、関 係者が一体となって事業化に取り組む 「新需要創造協議会」の育成及び当該協 議会による「新需要創造計画」の策定を 支援する。 (3) 農産物の機能性成分等の分析及び流通 チャネルを活用した成分表示の実証を行 い、機能性成分等の表示の普及に向けた 取組を実施する。 3 成分保証・分別管理システム確立推進事 業 新食品や新素材を活用して新たな需要を 創造し、新産業分野を開拓するため、原料 に一定の機能性成分などが含まれることを 保証したり、他の食品・素材と分別して消 費者に届けることなどにより、高品質な新 食品・新素材を安定供給するシステムを確 立するための取組を実施する。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、 一般社団法人、一般財団法人、特例民法法 人、企業組合、特定非営利活動法人、学校 法人、特殊法人、認可法人、公社、農林漁 業者の組織する団体、第3セクター、消費 生活協同組合、事業協同組合及び独立行政 法人 民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、 一般社団法人、一般財団法人、特例民法法 人、協同組合、企業組合、特定非営利活動 法人、学校法人、特殊法人、認可法人及び 独立行政法人 1 新需要創造協議会（生産局長が別に定め るものをいう。） 2 新需要創造協議会の構成員である農業 協同組合、農業協同組合連合会、公社、 農事組合法人、農事組合法人以外の農業 生産法人、特定農業団体その他農業者が 組織する団体（生産局長が別に定めるも のに限る。）、食品製造業者等（食品製 造業者、外食事業者及び自ら加工食品の 製造を行う小売業者をいう。）及び民間 事業者（生産局長が別に定めるものに限 る。）	委員出席謝金、委員出席旅費、プロデューサー 謝金、プロデューサー旅費、会場借料、会 議費、会議資料印刷費、ホームページ運営費、 ホームページ作成費、調査費、報告書作成費 等 設備備品費、消耗品費、旅費、謝金、賃金、 役務費、委託費等 検討会の開催、調査の実施、実証・試験の実 施、技術の普及、啓発活動及び共同利用機械 の整備に要する経費	10,000千円 以内 <						

		1の研修会参加者及び2の普及・啓発資料等を配布した者に対してアンケートを実施し、食事指導等を行う際の米を中心とした日本型食生活の有用性についての活用度等について事業効果を測定するとともに、この事業の評価及び検証を行う。															
II 流通の効率化・高度化																	
10 一貫したコールドチェーン体制の整備事業	食の安全・安心の確保など社会的要請が高まる中、食品流通の大宗を担う卸売市場においてコールドチェーンが途切れないようにするなど、農産物の品質保持システムの確立が求められている。 このため、生産から消費に至る各段階の関係者が一体となって卸売市場におけるコールドチェーン体制づくりを行うことで、フードチェーン全体での食品の品質管理の高度化を図ることを目的とする。	中央卸売市場の卸売業者又は地方卸売市場の開設者若しくは卸売業者（地方公共団体を除く。）が、生産者、小売業者、輸送業者等の市場関係者と連携して策定する品質管理高度化計画に基づき、卸売市場においてコールドチェーン体制を確保するためのリース方式による設備・機器の導入を行う。	中央卸売市場の卸売業者又は地方卸売市場の開設者若しくは卸売業者（地方公共団体を除く。）	リース事業に要する経費	23,040千円以内 1事業者当たり2,880千円を上限とする。	1/2以内							一貫したコールドチェーン体制の整備事業実施要領（平成22年〇月〇日付け〇総合第〇号総合食料局長通知）				
11 食品流通高度化推進調査事業	食の安全・安心の確保など社会的要請が高まる中、食品流通の大宗を担う卸売市場においてコールドチェーンが途切れないようにするなど、農産物の品質保持システムの確立が求められている。 このため、卸売市場において品質管理の高度化を図る上での課題等を整理し、農産物の品質保持システムを確立するための方向性を示していくことを目的とする。	卸売市場における現地調査等を通じ、品質管理の高度化を図るための体制の導入効果の分析と課題整理を行った上で、業界関係者や食品流通の専門家等からの指導、助言を反映させ、卸売市場における品質管理システムを現場に適用していくに当たっての重要点を整理した指針を作成する。	民間事業者その他総合食料局長が特に必要と認める団体	1 検討委員会費（委員謝金・旅費、会議費（会場借料を除く。）及び資料印刷費） 2 現地調査費（調査員手当及び調査旅費） 3 アンケート調査費（アンケート調査票作成費、封筒代、あて名書き賃金、調査票発送費及び集計整理賃金） 4 指針作成費（分析調査委員手当及び印刷製本費）	18,211千円以内	定額							食品流通高度化推進調査事業実施要領（平成22年〇月〇日付け〇総合第〇号総合食料局長通知）				
12 輸送行程効率化調査事業	食品流通の効率化・合理化の推進と生産者の所得向上を図る観点から、フードチェーンの各段階における関係者が連携して行う輸送行程の効率化や包装・荷役作業の効率化などの取組について調査・検討を行い、取組を実践するに当たってのポイントや注意点を整理・発信する。	1 輸送行程効率化調査事業 中小規模の食品流通業者等による共同配送等の流通の効率化について、調査とそれに基づく詳細な現状分析を行うとともに、取組を促進するに当たっての課題を整理し、その課題に対する解決策を検討する。	民間事業者その他総合食料局長が特に必要と認める団体	1 検討委員会費（委員謝金・旅費、会議費（会場借料を除く。）及び資料印刷費） 2 現地調査費（調査員手当、調査旅費） 3 アンケート調査費（アンケート調査票作成費、封筒代、あて名書き賃金、調査票発送費及び集計整理賃金） 4 報告書作成費（印刷製本費）	19,317千円以内	定額							輸送行程効率化調査事業実施要領（平成22年〇月〇日付け〇総合第〇号総合食料局長通知）				
13 包装・荷役作業効率化調査事業		2 包装・荷役作業効率化調査事業 通い容器等荷役の効率化や環境負荷低減に効果が見込まれる技術・手法について、調査とそれに基づく詳細な現状分析を行うとともに、当該技術・手法を円滑に広域利用させる仕組みを機能させるに当たって、我が国生鮮品流通の大宗を占める卸売市場流通を前提とした体制づくり等に関する課題を整理し、その課題に対する解決策を検討する。	民間事業者その他総合食料局長が特に必要と認める団体	1 検討委員会費（委員謝金・旅費、会議費（会場借料を除く。）及び資料印刷費） 2 現地調査費（調査員手当及び調査旅費） 3 アンケート調査費（アンケート調査票作成費、封筒代、あて名書き賃金、調査票発送費及び集計整理賃金） 4 報告書作成費（印刷製本費）	19,317千円以内	定額							包装・荷役作業効率化調査事業実施要領（平成22年〇月〇日付け〇総合第〇号総合食料局長通知）				
14 農業者所得向上流通調査事業		3 生産者の所得向上に資する流通の推進 我が国で取り組まれている様々な直接販売の取組のうち代表的な販売方法について、流通・販売コストの分析や販売実態等の調査を行い、農業者所得の向上へ向けた各販売方法ごとの課題抽出や農業者のメリット・デメリットについて整理し公表する。	民間事業者、特定非営利活動法人その他総合食料局長が特に必要と認める団体	1 流通調査費（研究員手当、調査員手当、調査旅費、調査票作成費及び調査報告書作成費） 2 最終報告書作成費（印刷製本費）	47,153千円以内	定額							農業者所得向上流通調査事業実施要領（平成22年〇月〇日付け〇総合第〇号総合食料局長通知）				
15 次世代流通情報インフラ調査事業	食品流通の効率化を支援する観点から、フードチェーンの各段階の事業者が、商品管理効率の更なる向上等を図るため、次世代の流通情報インフラの利用について、事業者に対する	フードチェーンの各段階の事業者が、加工食品の商品管理の更なる効率化を図るために、流通情報インフラについてどのような利用ニーズがあるかや費用対効果を網羅的に調査するとともに、ニーズの高かった流通情報	民間事業者その他総合食料局長が特に必要と認める団体	1 総合調査検討委員会及び各種調査委員会費（委員謝金・旅費、会議費（会場借料を除く。）及び資料作成費） 2 現地調査費（調査員手当及び調査旅費） 3 報告書作成費（印刷製本費）	35,833千円以内	定額							次世代流通情報インフラ調査事業実施要領（平成22年				

		るニーズの網羅的な調査等を行う。	インフラの最適な利用手法について調査・検討する。						○月○日付け○総合第○号総合食料局長通知)	
16	食品流通効率化・高度化推進事業	食品流通の効率化等に係る事例の調査や、その成果のとりまとめを通じて、食品流通の効率化等を推進する方策を検討する。	農林水産省による支援を得て取り組んだ事業をはじめ、これまでの食品流通の効率化等に係る取組事例の調査を行い、現状分析や課題整理などの検証を加えるとともに、今後、食品流通の効率化を一層推進する上で必要となる具体的な方策を検討する。	民間事業者その他総合食料局長が特に必要と認める団体	1 検討委員会費（委員謝金・旅費、会議費（会場借料を除く。）及び資料印刷費） 2 現地調査費（調査員手当及び調査旅費） 3 アンケート調査費（アンケート調査票作成費、封筒代、あて名書き賃金、調査票発送費及び集計整理賃金） 4 調査分析費（調査分析員手当） 5 報告書作成費（印刷製本費）	9,372千円以内	定額		食品流通効率化・高度化推進事業実施要領（平成22年○月○日付け○総合第○号総合食料局長通知)	
17	地域商店街等活性化推進事業	地域の食料品小売店の機能の維持・強化を図るため、食品販売機能の強化や付加価値の創出に係る事例の調査等を行う。	食品販売機能の強化や販売商品の付加価値創出に係る取組事例の調査を行い、現状分析や課題整理を行うとともに、今後、それらの取組を推進する際に必要となる食料品小売店の機能を維持・強化する方策を検討する。	民間事業者その他総合食料局長が特に必要と認める団体	1 検討委員会費（委員謝金・旅費、会議費（会場借料を除く。）及び資料印刷費） 2 現地調査費（調査員手当及び調査旅費） 3 アンケート調査費（アンケート調査票作成費、封筒代、あて名書き賃金、調査票発送費及び集計整理賃金） 4 調査分析費（調査分析員手当） 5 報告書作成費（印刷製本費）	14,296千円以内	定額		地域商店街等活性化推進事業実施要領（平成22年○月○日付け○総合第○号総合食料局長通知)	
Ⅲ 国際展開										
18	輸出総合支援事業	1 輸出に取り組む事業者向け対策 農林水産物・食品の輸出に取り組む民間団体等を対象に、今後輸出拡大が期待される品目について明確な輸出目標を設定し、戦略的に輸出拡大プロジェクトを実施する取組に対して支援する。	次の1から8までの事業メニューの中から、必要とする事業メニューを選択して戦略的に輸出に係る取組を実施する。 1 次世代技術者・輸出担当者育成 輸出先駆者、各種証明書取得の指導者等を講師とする研修会の開催、国内外の輸出先進地・流通現場における現状・実態把握、研修の実施等を行うことにより、輸出拡大プロジェクトを企画・実行するための人材の育成を行う。 2 海外市場開拓調査 (1) 海外市場調査 海外において、市場の流通状況、消費者の嗜好、競合商品の販売状況、輸入慣行、知的財産権の権利取得制度等の調査を行う。 (2) 市場開拓戦略・ブランド確立 アの調査結果に基づき、市場開拓戦略の策定やブランドの確立に向けた検討会の開催等を行う。 3 産地PR・国内商談会 国内の輸出商品の生産地や加工地に輸出先国バイヤー等を招へいし、商品の紹介、生産方法のPR、商談会の開催等を行う。 4 海外試験輸送 輸出を安定的に行う上で必要な品質保持や、コスト・時間の削減を図るための試験輸送を行い、その結果の分析及び対応策の検討を行う。 5 輸出環境整備 輸出先国の各種基準への対応の検討・取得への取組、検疫官の招へいや知的財産権者と生産地が連携した海外進出組織体制の確立を行う。 6 海外販売促進活動	民間事業者（農業生産法人及び有限責任事業組合に限る。）、事業協同組合等、協業組合等、輸出組合、酒類業組合、商工会議所、日本商工会議所、商工会、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、農林漁業者の組織する団体、特認団体（農山漁村6次産業化対策事業実施要綱別表2に掲げる者が特に必要と認める団体）のうち、別途公示で定める要件のすべてを満たすもの	旅費、謝金、賃金、役務費、委託費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、使用料及び賃借料その他の事業に必要な経費	539,336千円以内	1/2以内	農林水産物等輸出促進関連補助事業実施要領（平成22年○月○日付け○国際第○号大臣官房国際部長通知）（制定予定）		

		海外において、見本市への出展や商談会・試食会の開催等の販売促進活動、商品パンフレット等による効果的な広報活動を行う。							
		7 海外ニーズ商品の試作・実証 海外市場のニーズに合わせた加工食品について、加工・包装技術の活用による新しい輸出商品の試作や試作品の試食会を通じた市場性の把握、その結果のフィードバック等による新たな商品の開発を行う。							
		8 輸出プロモーターの活用 事業実施主体の外部から輸出に関する助言・提言等を得るため、輸出プロモーター（貿易実務経験や輸出に関する専門的知見を有する者をいう。）の活用を行う。							
	2 マッチング対策 日本産農林水産物・食品の海外向け商流拡大のため、輸出志向のある農林漁業者等と現地需用者（輸入業者、卸売業者、小売業者等）とのマッチングの場を海外において設定し、現地市場への販売促進を図る事業者の取組に対して支援を行う。	次の1及び2に掲げる取組を一体的に実施する。 1 国内事業者への支援 (1) 情報収集 事業を実施する国・地域の市場特性、輸出自望品に係る情報収集を行う。 (2) 参加者募集 実施箇所の市場特性を踏まえ、参加者の募集を行う。 (3) 研修・支援 参加者に対する説明会の開催及び商談活動準備に関する相談を受け付け、アドバイス等の支援を行う。 2 マッチング型商談会の企画・運営 (1) 現地調整 実施箇所・時期・期間の調整、外国バイヤーのリストアップ・マッチング型商談会への招待及び事後の商談支援を行う。 (2) 商談会の企画・運営 担当者派遣、マッチング型商談会の運営を行う。 (3) 広報活動 ダイレクトメール発送・広告等の現地需用者に対する広報を行う。 (4) 報告書作成 現地バイヤーの選定・招集方法、セミナー・試食会開催概要及びマッチングの成果等に関する報告書を作成する。	民間事業者、事業協同組合等、協業組合等、輸出組合、酒類業組合、商工会議所、日本商工会議所、商工会、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、学校法人、農林漁業者の組織する団体、独立行政法人及び特認団体（農山漁村6次産業化対策事業実施要綱別表2に掲げる者が特に必要と認める団体）のうち、別途公示で定める要件のすべてを満たすもの	人件費、謝金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託費、使用料及び賃借料その他の事業に必要な経費		定額			
19 農林水産物等輸出課題解決対策事業	輸出に取り組む産地等が直面している共通の課題について、民間団体等が産地等と連携の上、調査及び研究を行い、その解決策を提示するとともに、併せてその解決策を同様の課題に直面する他の産地等に広く普及する取組を支援する。	次の1及び2に掲げる取組を一体的に実施する。 1 輸出課題解決調査 輸出に取り組む産地等が直面する課題についての調査及び研究並びに輸出課題解決検討会の設置及び運営 (1) 公募対象課題 ① 輸出向け生産体制の構築に関する調査 ・輸出先国の基準・規格等に対応した生産体制の構築に関する調査等 ② 物流改善調査 ・梱包方法の統一化など輸送方法の標準化、航空深夜貨物便の活用調査等 ③ 輸出の促進に資する課題であって、①及び②に掲げるもの以外のものに関する調査及び研究 (2) 事業実施者が必ず実施すべき事項 ① (1)の課題を解決するための調査又は研究並びに成果の取りまとめ ② 産地関係者、輸出実践者、国及び地	民間事業者、事業協同組合等、協業組合等、輸出組合、酒類業組合、商工会議所、日本商工会議所、商工会、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、学校法人、農林漁業者の組織する団体、独立行政法人及び特認団体（農山漁村6次産業化対策事業実施要綱別表2に掲げる者が特に必要と認める団体）のうち、別途公示で定める要件のすべてを満たすもの	人件費、謝金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料その他の事業に必要な経費	118,368千円以内	定額		農林水産物等輸出促進関連補助事業実施要領	

		業海外展開支援事業	質や国際競争力の強化を図るため、人口増加と高い経済成長により魅力的な市場を形成しつつある東アジア地域における事業の展開を促進する。	国内の食品産業が、東アジア各国（中華人民共和国、大韓民国、ASEAN諸国及びインドをいう。）への投資を検討するに当たって必要となる情報について、収集・整理分析し、国内食品産業にワンストップで提供する。 (2) 知的財産保護・技術流出の防止 知的財産の保護や意図せざる技術流出の防止を図るため、情報交換会等を行う。 (3) 進出可能性調査 具体的な業界・業種について、現地の市場動向、原料事情等進出可能性に関する調査を実施する。 (4) 投資研修会開催・投資ミッション団派遣 ① 国内投資研修会 国内食品企業の潜在的な投資マインドを喚起し、投資機会のロスを防ぐため、食品企業等を対象に、海外現地情報、海外進出成功事例等の研修会の開催を行う。 ② 投資ミッション団の派遣支援 東アジア各国への事業展開を検討している企業の投資決定に資するため、現地市場や成功を収めている日系企業等を視察するミッション団の派遣に必要な企画・連絡調整等を行う。	人、特定非営利活動法人、商工業者の組織する団体、事業協同組合、独立行政法人その他総合食料局長が特に必要と認める団体 民間事業者、特定非営利活動法人、商工業者の組織する団体、事業協同組合、独立行政法人その他総合食料局長が特に必要と認める団体 民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、商工業者の組織する団体、事業協同組合、独立行政法人その他総合食料局長が特に必要と認める団体 民間事業者、特定非営利活動法人、商工業者の組織する団体、事業協同組合、独立行政法人その他総合食料局長が特に必要と認める団体	情報提供・整理分析費（備品購入費、電子計算機等借料、ホームページ・メルマガ作成費、分析員手当等） 2 知的財産保護・技術流出防止費 (1) 委員会開催費（委員謝金、旅費、会場借料、会議費、資料印刷費等） (2) 翻訳・分析費（翻訳料、分析員手当等） 3 進出可能性調査費 (1) 委員会開催費（謝金、旅費、会場借料、会議費、資料印刷費等） (2) 現地調査費（旅費、通訳料、図書購入費、翻訳料等） (3) 調査設計・分析費（調査設計・分析員手当） 4 投資研修会開催・投資ミッション団派遣費 (1) 国内投資研修会開催費（研修会企画・運営費、旅費、謝金、印刷費、発送費、翻訳料、会場借料、設備借料、通訳料等） (2) 投資ミッション団派遣支援費（ミッション団企画・検討・調整費、ミッション団随行者旅費、通訳料等）						展開支援事業実施要領（平成22年〇月〇日付け〇総合食料局長通知）（制定予定）
			2 海外現地対策 (1) 海外連絡協議会活動支援 東アジア各国の主要都市に海外連絡協議会を設置し、現地において円滑な事業運営を図るために必要な情報収集・整理・提供等を実施する。	民間事業者、特定非営利活動法人、商工業者の組織する団体、事業協同組合、独立行政法人その他総合食料局長が特に必要と認める団体	1 海外連絡協議会活動支援費 (1) 協議会運営費（備品等購入費・借料） (2) 協議会活動費（相談業務費、資料印刷費、会場借料、会議費及び報告書作成費） (3) 現地調査費（旅費、調査員手当、分析員手当、通訳費及び報告書印刷費）		定額					
			(2) 現地研修会開催 東アジア各国において、相手国政府担当者、国内外の専門家等を招へいし、現地日系企業駐在員等を対象とした研修会や、日系企業の現地人スタッフ等を対象とした研修会を開催する。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、商工業者の組織する団体、事業協同組合、独立行政法人その他総合食料局長が特に必要と認める団体	2 現地研修会開催費 (1) 現地展開円滑化研修会・個別相談会開催費（旅費、印刷費、通信費、会場借料、設備借料、謝金、通訳料等） (2) 海外投資環境整備研修会開催費（旅費、印刷費、通信費、会場借料、設備借料、謝金、通訳料等）							
			3 パートナーシップ形成 (1) 優良パートナーシップ推進 海外進出において、現地での企業活動（原料確保、製造、販売等）を円滑に実施していくために欠かせない、パートナーシップ形成に関する情報収集・形成要因の分析、優良事例普及のための報告会等を実施する。	民間事業者、特定非営利活動法人、商工業者の組織する団体、事業協同組合、独立行政法人その他総合食料局長が特に必要と認める団体	1 優良パートナーシップ推進費 (1) 委員会費（謝金、旅費、会場借料、会議費及び資料印刷費） (2) 調査費（調査員手当、旅費、通訳料、調査票作成費、調査分析費等） (3) 報告会開催費（企画・運営費、会場借料、設備借料、会場整理費、旅費、印刷費、通訳料等） (4) 広報資料作成費（印刷費、通信費等）		定額					
			(2) 規格基準・分析方法等調査 東アジア地域内での円滑なビジネス展開に資するため、食品等の規格・基準、残留農薬の分析方法等に関する調査、各国専門家によるワークショップ開催等を行う。		2 規格基準・分析方法等調査費 (1) 調査・分析費（調査員手当、分析員手当、旅費、通訳料、図書購入費等） (2) ワークショップ開催費（旅費、翻訳料、印刷費、会場借料、設備借料、通訳料、参加者手当等）							

		4 技術的課題解決支援 (1) 中小企業等技術実証支援 食品製造業等が国内での食品技術を現地において適用する際の課題に対する解決方法の検討、改良に向けた取組及び改良機材での実証活動を行う。 (2) 共同技術実証支援 食品製造業等が東アジア各国の研究機関と連携を取りながら、日本国内での食品技術を現地において適用する際の課題に対する解決方法の検討、改良に向けた取組及び改良機材での実証活動を行う。 (3) 専門家による助言・指導等支援 (1)又は(2)と併せて東アジアへの円滑な事業展開を進めるに当たって必要となる専門家からの技術的な助言・指導、(1)又は(2)に係る成果の普及のための成果報告会等を行う。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、農林漁業者の組織する団体、事業協同組合、技術研究組合、第3セクターその他総合食料局長が特に必要と認める団体	1 中小企業等技術実証支援費（機械装置費、研究開発員費、依頼分析費、原材料費、消耗品費、通信運搬費、謝金、旅費、通訳料、翻訳料等） 2 共同技術実証支援費（機械装置費、研究開発員費、依頼分析費、原材料費、消耗品費、通信運搬費、謝金、旅費、通訳料、翻訳料等） 3 専門家による助言・指導等支援費 (1) 委員会費（謝金、旅費、会議費、通訳料、資料印刷費等） (2) 成果報告会等費（謝金、旅費、会場借料、資料印刷費等）	1/2以内(大企業にあっては、1/3以内)	定額
IV 資源環境対策						
23 バイオマス資源活用促進事業	食料自給率の低い我が国において国産バイオ燃料の生産拡大を図るためには、食料供給と両立するバイオマス資源を活用し、原料の安定供給とバイオ燃料の継続的かつ安定的な生産及び需要先の確保が不可欠であり、こうした継続的かつ安定的な取組には、原料の確保とともに原料供給者や製造業者、消費者等の各段階の関係者がバイオマス利活用の必要性を十分に理解し、取組を促進する機運の醸成が肝要である。 このため、原料供給者や製造業者、消費者等の地域住民にバイオマス利活用の必要性や意義を周知し、バイオマスに対する意識改革を展開するとともに、新たな原料確保に向け、第2世代バイオ燃料の原料としての農林水産物等の利用可能性調査を実施する。	1 バイオマス資源利用可能性調査事業 食料供給と両立する第2世代バイオ燃料の原料として地域の特性に応じた農林水産物の生産及び利用可能性について実地調査を実施する。なお、調査実施に当たっては、関係者の連携を図るとともに各地域におけるバイオ燃料等の利活用の推進を図るため、地域ごとの「バイオマス資源活用促進協議会」（以下23において「協議会」という。）を大臣官房環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより設立する。 【条件】 (1) 協議会の会議を開催すること（3回程度） (2) 全国普及啓発促進事業で設置する全国会議に参加すること（3回程度） (3) 協議会ホームページを設置・運営すること (4) 調査実施に当たっては、対象となる市町村と協力すること (5) 必要に応じて、調査票の配布によるアンケート調査やヒアリング、現地協力者との連携等を実施すること (6) 報告書を作成すること	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合及び独立行政法人	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、技術員手当等、資材購入費及び機械賃料	90,000千円以内 （地域ごとの内訳については、別途公示で定める。）	定額
		2 国産バイオ燃料等普及促進事業 (1)及び(2)を併せて実施 (1) 意識改革に向けた普及啓発 協議会の全国組織であるバイオマス資源活用促進全国会議（以下23において「全国会議」という。）を開催するとともに、すべての協議会で実施する事業の進捗状況報告・情報共有や、最新の施策等の動向についての情報提供等により、全国的なバイオ燃料の利活用の拡大に向けた普及・啓発を行う。 【条件】 ① 全国会議を開催すること（3回程度） ② 国産バイオ燃料の製造・利用をはじめとするバイオマス利活用全般に関する取組等について、新聞等の各種メディアを活用し普及・啓発を行うよう努めること。 (2) バイオマス利活用コーディネーターの養成	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合及び独立行政法人	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、技術員手当等、資材購入費及び機械賃料	38,607千円以内	定額

			国産バイオ燃料の利活用、バイオマスタウン構想の策定・実現等バイオマスの利活用を推進するため、効率的なバイオマスの収集・運搬の方法、エネルギーや製品への変換方法、利用の方法、農林水産分野における温室効果ガス削減の取組等に関して豊富な知見を有するとともに、関係者間の調整など「現場で働くことのできる」地域の取組のコーディネーターとなる人材の育成を実施する。 【条件】 ① 人材養成に関する実施項目を検討するための委員会（以下「人材養成専門委員会」という。）を組織し、「対象となる人材」、「集中研修カリキュラム」、「実地研修カリキュラム」、「テキストの構成」、「講師」及び「育成した人材の活用方策・フォローアップ」を検討すること ② 人材養成専門委員会は、バイオマス利活用や地域資源の有効活用等と併せ、専門的知見を持つ人材の養成やその活用方策に関する有識者によって組織し、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課担当者がオブザーバー参画すること ③ 研修は、すべての研修生を対象とする集中研修（４泊５日程度）、複数の地方自治体ごとに数人（４～５名）のグループに分かれ具体的な地域でバイオマスの利活用を推進する現地研修の２段階で実施すること ④ 実地研修は、バイオマス利活用の仕組みを実際に構築するための支援をいただけるモデル市町村を選定し、本事業への全面的協力を仰ぎつつ実施すること			手当等、資材購入費及び機械賃料（ただし、養成対象者となる人材の旅費、交通費、滞在費等については、本事業の経費の対象外）				
24	食品廃棄物発生抑制推進事業	食品廃棄物の業種別の発生状況を詳細に調査・分析し、業種別の具体的な発生抑制方策を取りまとめ、食品関連事業者等に向けて発生抑制に係る法制度や具体策の周知を行うことで、食品廃棄物の発生抑制を推進する。	1 検討会の開催 食品関連事業者の食品廃棄物の発生状況等の詳細な調査・分析及びこれらを踏まえた発生抑制の具体策・周知方法の検討を行う。 2 普及啓発の実施 食品関連事業者等に向けた研修会の開催、啓発資料の作成等により食品廃棄物の発生抑制に係る法制度や具体策の周知を行う。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、独立行政法人その他総合食料局長が特に必要と認める団体	1 検討会の開催 検討会の開催に要する委員謝金、委員旅費、会場借料、会議費、資料印刷費、報告書作成費、アンケート調査費、ヒアリング調査費、調査研究費等 2 普及啓発の実施 研修会等の開催に要する講師謝金、旅費、会場借料、資料印刷費等 3 その他事業に要する経費	43,660千円以内	定額			食品産業環境対策支援事業実施要領（平成22年○月○日付け○総合食料局長通知）（制定予定）
25	技術の改良による食品廃棄物新規用途開発推進事業	これまでが開発された技術の改良により、食品廃棄物の新規用途開発に向けた事業化を図るための取組や、その成果の関係事業者向けの説明会等の実施を支援する。	1 推進事業 食品関係研究機関、食品製造業者などが技術実証協議会を設置し、技術の改良に向けた取組についての検討内容や成果を普及推進するための成果報告会などを開催する。 2 技術実証事業 食品製造業者等が、これまでが開発された技術の改良により、食品廃棄物の新規用途開発に向けた事業化を図るための取組を行う。	民間事業者、技術実証協議会（食品関係研究機関、食品製造業者等により構成）その他総合食料局長が特に必要と認める団体	1 推進事業費 (1) 検討会（謝金、旅費、会議費、会場借料、資料印刷費等） (2) 推進事業(調査員手当、旅費、通信費、図書購入費、会場借料、説明用機材借料、報告書作成費等) (3) その他事業に必要な経費 2 技術実証費 (1) 機械装置費 (2) 開発研究員費 (3) 研究活動費（依頼分析費、原材料費、消耗品費、研究員旅費等）	48,376千円以内	定額 1/2以内			
26	フードバンク活動推進事業	NPO法人、食品関連事業者及び福祉施設等が、フードバンク活動の体制整備に向けた具体的検討を行うのに必要な経費を支援し、フードバンク活動の定着を促進する。	1 検討会の開催 フードバンク又はフードバンク活動を行うおとしする者、食品関連事業者及び福祉施設等で構成されるフードバンク活動推進検討会を設置し、フードバンク活動の具体的な	民間事業者、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、独立行政法人、商工業者の組織する団体、社会福	1 検討会の開催 検討会の開催に要する委員謝金、委員旅費、会場借料、会議費、資料印刷費、報告書作成費等	23,779千円以内	定額			

			う。	める団体	運営員手当、印刷費等) 4 報告書作成費 5 その他事業実施に必要な経費					
31 容器包装リサイクル法コンプライアンス推進事業	容器包装廃棄物の再商品化義務を履行しない者（ただ乗り事業者）等の法令違反を解消することを目的として、食品関連事業者等を対象に、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に係るコンプライアンス（法令の遵守及び企業倫理の保持等）の促進を図るための取組を推進する。	食品関連事業者等の容器包装リサイクル法のコンプライアンスの促進を図るため、制度全般の定着・浸透、法令違反が関係企業との関係や経営に与える影響等の周知を図る研修会を開催し、研修会終了後にはアンケート等を実施して、参加者が制度やコンプライアンスの重要性等について理解したかどうかを把握する。 また、容器包装リサイクル法に係る法令遵守のためのパンフレットの作成等を行う。	民間事業者、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、独立行政法人その他総合食料局長が特に必要と認める団体	1 容器包装リサイクル法コンプライアンス推進部会費（委員謝金、委員旅費、会議費、報告書作成費等） 2 容器包装リサイクル法制度指導・措置研修会費（謝金、旅費（講師及び事務局）、会場借料等） 3 容器包装リサイクル法解説パンフレット作成費（資料購入費、原稿費、作成員手当、印刷費、発送費等） 4 その他事業実施に必要な経費	19,421千円以内	定額				
V 品質管理・コンプライアンスの徹底を通じた企業体質の強化										
32 食品産業品質管理向上推進事業	食品製造事業者の中小規模層におけるHACCP手法の導入を加速化するため、低コスト導入手法の構築・普及、専門家からの助言・指導が受けられる体制の構築、現場責任者・指導者養成のための実践的な研修等の取組の支援を強化する。 また、HACCP手法の導入が困難な零細規模層に対して一般的衛生管理を徹底させるための基礎的な研修等の取組を支援する。	1 HACCP等普及促進事業 (1) 低コスト導入手法構築等の実施 HACCP手法の導入が遅れている中小規模層の食品製造事業者を中心に、低コスト導入手法の構築（食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）第4条に基づいて認定された食品の種類ごとの高度化基準に則したもの）や、HACCP導入研修、導入促進に必要な調査（HACCP導入状況調査、欧米諸国の義務化の状況等）等を実施する。 (2) HACCP責任者・指導者養成研修等の実施 中小規模層の食品製造事業者等において、HACCP手法に関して責任を持つて推進できる人材及びHACCPに係る取組を的確に指導できる人材を養成するための研修、指導者等の専門家登録・紹介する体制の構築（HACCP手法に関する相談・指導、一般的衛生管理の徹底に関する相談・指導等）、HACCP手法に関する情報の収集・整備、ホームページを活用した情報提供等を実施する。 (3) 指導者等の専門家活用支援 中小規模層の食品製造事業者等が、(1)で構築された低コスト導入手法によりHACCP手法の導入に取り組む場合に、指導者等の専門家の活用を支援する。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、協同組合及び協同組合連合会その他総合食料局長が特に必要と認める団体 民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、協同組合及び協同組合連合会その他総合食料局長が特に必要と認める団体 民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、協同組合及び協同組合連合会その他総合食料局長が特に必要と認める団体	1 委員会・部会開催費（委員謝金、委員旅費、会議費、会場借料、資料印刷費、郵送費等） 2 低コスト導入手法構築 (1) 調査経費（調査員旅費、調査員手当、資料作成費等） (2) 現地指導費（外部専門家に要する旅費、謝金等） 3 研修 (1) 研修開催費（講師謝金、講師旅費、会場借料、研修用機材借料、研修資料作成費、補助員旅費、補助員手当等） (2) 会場選定調査旅費（調査員旅費等） (3) アンケート調査費 4 調査費（調査員旅費、調査員手当、文献等購入費、資料作成費、アンケート調査費等） 5 その他 (1) 通信連絡費等 (2) その他事業実施に必要な経費 1 委員会・部会開催費（委員謝金、委員旅費、会議費、会場借料、資料印刷費、郵送費等） 2 研修 (1) 研修開催費（講師謝金、講師旅費、会場借料、研修機材借料、研修資料作成費、補助員旅費、補助員手当等） (2) 会場選定調査旅費（調査員旅費等） (3) アンケート調査費 3 助言・指導体制構築 (1) 体制構築費（サーバー借料、会場借料、会議費、調査員手当、調査員旅費、資料作成費、アンケート調査費等） (2) 活用支援に要する経費（構築した登録・紹介の仕組みを活用した場合の初回1名分の外部専門家に要する旅費等） 4 情報の収集・分析・情報発信（サーバー借料、会場借料、会議費、調査員手当、調査員旅費、資料作成費、文献購入費、翻訳費等） 5 その他 (1) 通信連絡費等 (2) その他事業実施に必要な経費 1 委員会・部会開催費（委員謝金、委員旅費、会議費、会場借料、資料印刷費、郵送費等） 2 専門家活用支援に要する経費（外部専門家に要する旅費、謝金等の経費については、1件当たり1/2又は50万円のいずれか低い	185,000千円以内	定額			食品産業品質管理向上推進事業実施要領（平成22年〇月〇日付け〇総合第〇〇号総合食料局長通知）（制定予定）	
							定額			
							定額（ただし、第5欄の2（専門家活用支援に要する経費）の費用			

					額を上限とする。) 3 その他 (1) 通信連絡費等 (2) その他事業実施に必要な経費		については、1/2以内)			
		(4) 食品の全社的な品質管理体制づくりの普及啓発 中小規模層の食品製造事業者を中心に、HACCPを核とした食品の全社的な品質管理体制づくりを推進するための研修や運用体制指導等を実施する。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、協同組合及び協同組合連合会その他総合食料局長が特に必要と認める団体	1 委員会・部会開催費（委員謝金、委員旅費、会議費、会場借料、資料印刷費、郵送費等） 2 研修 (1) 研修開催費（講師謝金、講師旅費、会場借料、研修機材借料、研修資料作成費等） (2) 会場選定調査旅費（調査員旅費等） (3) アンケート調査費 3 運用体制指導（外部専門家に要する旅費、謝金、資料作成費等） 4 その他 (1) 通信連絡費等 (2) その他事業実施に必要な経費		定額				
		(5) 消費者と連携したHACCP導入促進対策等の実施 消費者のHACCP手法の認知度向上を図り、フードチェーンの川下からの関心の高まりが食品製造事業者のHACCP導入のインセンティブとなるよう、消費者団体による又は消費者団体等と連携した普及啓発及び必要な調査（認知度調査等）等を実施する。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、協同組合及び協同組合連合会その他総合食料局長が特に必要と認める団体	1 委員会・部会開催費（委員謝金、委員旅費、会議費、会場借料、資料印刷費、郵送費等） 2 認知度調査（アンケート調査費、調査員旅費、調査員手当、資料作成費等） 3 セミナー (1) セミナー開催費（講師謝金、講師旅費、会場借料、セミナー用機材借料、補助員旅費、補助員賃金、セミナー資料作成費等） (2) 会場選定調査旅費（調査員旅費等） (3) アンケート調査費 4 学習用資料作成費（編集員手当、原稿料、資料印刷費、資料発送費等） 5 その他 (1) 通信連絡費等 (2) その他事業実施に必要な経費		定額				
		2 一般的衛生管理徹底事業 (1) 一般的衛生管理の徹底に必要な手法の検討 HACCP手法の導入が直ちに困難な零細規模層の食品製造事業者において、HACCP手法の導入の前提となる一般的衛生管理の徹底に必要な基礎的調査（衛生管理に関する文書化の状況等）、実施手法の検討等を実施する。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、協同組合及び協同組合連合会その他総合食料局長が特に必要と認める団体	1 委員会・部会開催費（委員謝金、委員旅費、会議費、会場借料、資料印刷費、郵送費等） 2 調査（アンケート調査費、調査員旅費、調査員手当、資料作成費等） 3 実施手法検討（調査員旅費、調査員手当、会場借料、会議費、資料作成費、マニュアル等作成費、資料発送費等） 4 その他 (1) 通信連絡費等 (2) その他事業実施に必要な経費	8,888千円以内	定額				
		(2) 一般的衛生管理徹底研修等の実施 HACCP手法の導入が直ちに困難な零細規模層の食品製造事業者に対して、HACCP手法の導入の前提となる一般的衛生管理を徹底するための研修等を実施する。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、協同組合及び協同組合連合会その他総合食料局長が特に必要と認める団体	1 委員会・部会開催費（委員謝金、委員旅費、会議費、会場借料、資料印刷費、郵送費等） 2 研修 (1) 研修開催費（講師謝金、講師旅費、会場借料、研修用機材借料、研修資料作成費、補助員旅費、補助員賃金等） (2) 会場選定調査旅費（調査員旅費等） (3) アンケート調査費 3 その他 (1) 通信連絡費等 (2) その他事業実施に必要な経費						
33 食品企業信頼確保対策支援事業	食品企業をめぐる情勢は、食品企業に対して食品の安全性はもちろんのこと、消費者の信頼の確保が求められている。 消費者の信頼を確保するためには、食品の品質・衛生管理を適切に実施するとともに、その適正さを客	1 コンプライアンス確立研修会の実施 食品企業において、社内の業務リスクを洗い出し、法令遵守体制、緊急時における対応方針の策定や対応体制、情報伝達体制等社内体制の整備等が実践されるよう、食品企業を対象としたコンプライアンス確立のための実践的な研修会を実施する。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合その他総合食料局長が特に必要と認める団体	1 企画検討費（企画費、通信連絡費、資料購入費、消耗品費等） 2 調査分析費（調査票印刷費、調査票発送費、集計賃金、報告書作成費等） 3 教材用ビデオ作成費（企画費、映像使用料、人件費、スタジオ使用料、旅費、機材使用料等）	94,082千円以内	定額			食品企業信頼確保対策支援事業実施要領（平成22年〇月〇日付け〇総合第〇〇	

		観的に検証し記録化する体制の構築や、現場の実態に即したマニュアル・規程の整備及び実行、急激な環境変化に適応して経営上の意思決定を適切に行っていく経営体制の確立、問題が生じた場合の適切な危機管理対応等が必要であるが、中小零細な企業が多数を占める産業構造の中で、個々の事業者にとって負担が大きい場合がある等の状況がある。 このため、食品企業による消費者の信頼を確保するための各種取組を促進するために、コンプライアンス（法令の遵守及び企業倫理保持等）の徹底を図る。			4 研修会開催費（管理運営費、講師謝金、資料印刷費、会場借料、郵送料、通信連絡費、消耗品費等）				号総合食料局長通知）（制定予定）	
	34 食品産業表示推進支援事業	原産地表示のためのガイドラインによる自主的な原料原産地表示を進めようとする食品産業事業者の担当者を原産地表示アドバイザーとして育成する等の「食」への信頼を確保する取組を実施する。	2 情報収集提供の推進 食品事業者の食品事故発生時において、食品事業者が告知した被害等情報の告知状況、事故発生原因等を分析し、その結果を広く食品関係業界団体・事業者へフィードバックするとともに、被害等情報を集集して、消費者に対してホームページ等を利用して広く情報提供する仕組みを構築する。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合その他総合食料局長が特に必要と認める団体	1 企画検討費（検討委員謝金・旅費、会議開催費、会場費、資料印刷費等） 2 調査分析費（調査検討費、実態調査費） 3 システム開発費 4 広報費（ポスター・パンフレット作成費等）	28,740千円以内	定額			
	VI 緑と水の環境技術革命プロジェクト				1 普及検討委員会費（委員謝金、出席旅費、会議費及び印刷費） 2 取組状況調査費（調査票印刷費、調査票発送費、集計資金及び報告書作成費） 3 事業者、消費者等との意見交換会費（出席謝金、出席旅費、会議費、印刷費及び会場借料） 4 原産地表示アドバイザー育成研修会費（講師謝金、講師旅費、研修会教材作成費、調査員費、教材印刷費、ポスター印刷費、送料及び会議費） 5 その他事業実施に必要な経費	12,657千円以内	定額		食品産業表示推進支援事業実施要領（平成22年〇月〇日付け〇総合第〇〇号総合食料局長通知）（制定予定）	
	35 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業	農林水産業・農山漁村に豊富に存在するバイオマスや自然エネルギーといった再生可能な資源を活用し、技術革新を核に新たな産業を創出することにより、農山漁村の6次産業化による地域雇用の創出や化石燃料からの脱却による地球温暖化対策への貢献を図る「緑と水の環境技術革命」（農林水産分野のグリーン・ニューディール）を実現することが可能である。 このような取組の加速化のためには、有望な研究成果の産業化及びそれに伴う民間投資リスクの軽減が必要となる。そのため、市場調査や幅広い分野の有識者等との技術検討会の実施等、新産業創出のための事業化可能性調査について支援する。	「緑と水の環境技術革命総合戦略」に位置付けられる重点分野や新技術等、農山漁村の資源を活用した新たな事業の創出につながる可能性のある技術について、採算性や実用化に向けた技術課題の検討等の事業化可能性調査を行う。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合及び独立行政法人	調査分析費、課題検討会開催費及び報告書等作成費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、技術員手当等、資材購入費及び機械賃料	200,000千円以内（1課題当たり10,000千円以内とする。）	定額		バイオマス資源活用促進事業等事業実施要領	
農山漁村6次産業化対策整備費補助金										
	I 地産地消・販路拡大・価値向上									
	36 農商工等連携促進施設整備支援事業	地域の活性化を図る観点から、地域の基幹産業である農林水産業と商業・工業等の連携強化が重要である。 しかしながら、食品産業事業者は、食品の安全・安心に関する品質管理コストの増大等により厳しい経営環境の中で、天候等農業経営に起因する投資回収リスクの不安もあり、農林漁業者と連携し、国産農林水産物を活用した事業拡大のための設備投資に二の足を踏む傾向にある。 また、国産志向の高まりの中で、	農林漁業者と食品の製造等を行う民間事業者とが安定的取引関係を確立し、地域の資源である農林水産物を活用した新商品等の事業化を促進するため、食品の加工・販売施設、農林漁業用機械施設の整備等を行う。	次の1又は2に掲げる法人若しくは団体とする。 1 食品の製造等を行う民間事業者（農林漁業者等又は2に掲げる法人若しくは団体と連携する場合に限る。） 2 農林水産物を生産する農林漁業者等が組織する団体（実施する事業の受益者である農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる法人又は団体が、1に掲げる法人又は団体と連携する場合に限る。）	1 食品の加工・販売のために必要な機械・施設 (1) 農林漁業者と食品の製造等を行う民間事業者との間で、新商品等の原材料農林水産物（新商品等の重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有している農林水産物に限る。）を有効に活用した食品の加工・販売に必要な不可欠な、当該新商品等の製造過程の特殊性に対応した機械・施設 (2) (1)の附帯施設 2 農林水産物の生産のために必要な機械・施設	777,814千円以内	1/2以内		農商工等連携促進施設整備支援事業実施要領（平成22年〇月〇日付け〇総合第〇〇号総合食糧局長通知）（制定予定） 「農商工等	

	食品産業の国産原材料へのニーズが高まっているが、食品産業の需要に対応した産地サイドの取組は不十分であり、食品産業事業者への安定的な農林水産物の供給が課題となっている。 このため、両者が安定的取引関係を確立し、地域の資源である農林水産物を活用した新商品等の事業化を促進するため、食品の加工・販売施設や農林漁業用機械施設の整備等を支援し、国産農林水産物の利用拡大や地域経済の活性化を図る。			(1) 新規作物導入支援施設 (2) 育苗施設 (3) 農林水産物運搬施設 (4) 営農飲雑用水施設 (5) 高生産性農業用機械施設 (6) 特用林産物生産施設 (7) 種苗生産・蓄養殖施設 (8) 農林水産物処理加工施設 (9) 乾燥調製貯蔵施設 (10) 農林水産物集出荷貯蔵施設 (11) (1)から(10)までの附帯施設			連携促進施設整備支援事業における費用対効果分析の実施について」(平成22年〇月〇日付け〇総合第〇号総合食料局長通知)(制定予定)		
37 農業主導型6次産業化整備事業	近年、農家等の農業所得は減少傾向にあり、これに伴い農村経済の疲弊が顕在化している。こうした中で、農業・農村の将来的な発展を図るためには、地域農業のけん引役として期待される農業法人等の経営体が農業生産にとどまらず、これを起点として、加工・販売等の分野にまで経営の多角化を進め、そこから生じる新たな付加価値を農業経営に取り込むことが重要となっている。 こうした取組は、個々の経営の所得の向上に資することはもとより、地域における新たな雇用の創出等を通じて、地域の農業者の所得の向上や活性化につながることを期待される。 しかしながら、このような取組はまだまだ点的な存在にとどまっており、また、その規模も他産業と比べて零細なものとなっている。 このため、農業経営の複合化・多角化を図ろうとする農業法人等に対して、これに必要となる機械・施設等の整備を国が直接支援することにより、農業経営の6次産業化を一層推進する。	1 6次産業化法人（農業生産のみならず、加工・流通・販売等、新たな事業分野に取り組む農業法人等をいう。以下同じ。）が新たに加工・流通・販売等に取り組む場合（既に取り組んでいる加工・流通・販売等の取組を拡充するため、生産量の増加、品質の向上又は新たな品目に係る農畜産物の加工・流通・販売等のいずれか又はすべてに取り組む場合等を含む。）に必要となる機械・施設等の整備及びこれと併せて生産に必要となる機械・施設等の整備を行う。 2 連携法人（6次産業化法人と連携・協力して生産活動を行う農業法人等をいう。以下同じ。）が1の整備と併せて行う機械・施設等の整備を行う。	農業生産法人、農業生産法人以外の農業経営を行う法人（農業協同組合及び農業協同組合連合会を除く。）その他農業者の組織する団体	1 6次産業化法人が事業実施主体となる場合 (1) 加工・流通・販売等に関する機械・施設等 ① 農畜産物集出荷貯蔵施設 ② 農畜産物加工施設 ③ 農畜産物販売施設 ④ 農畜産物提供施設 ⑤ 未利用資源活用施設 ⑥ 建物用地整備 ⑦ ①から⑥までの附帯施設 (2) 生産に関する機械・施設等 ① 簡易土地基盤整備 ② 農業用水施設 ③ 高生産性農業用機械施設 ④ 乾燥調製貯蔵施設 ⑤ 育苗施設 ⑥ 高品質堆肥製造施設 ⑦ 新技術活用種苗等供給施設 ⑧ ①から⑦までの附帯施設 (3) 特認施設等 ① (1)及び(2)に掲げる機械・施設等の整備以外であって、地方農政局長等が特に必要と認める機械・施設等 ② ①の附帯施設 2 連携法人が事業実施主体となる場合 (1) 生産に関する機械・施設等 ① 簡易土地基盤整備 ② 農業用水施設 ③ 高生産性農業用機械施設 ④ 乾燥調製貯蔵施設 ⑤ 育苗施設 ⑥ 高品質堆肥製造施設 ⑦ 新技術活用種苗等供給施設 ⑧ ①から⑦までの附帯施設 (2) 特認施設等 ① (1)に掲げる機械・施設等の整備以外であって、地方農政局長等が特に必要と認める生産に関する機械・施設等 ② ①の附帯施設	635,721千円以内	6次産業化法人は、第5欄の施設等の整備に要する経費の1/2以内、連携法人は、1/3以内とする。ただし、第5欄の1の(2)の③及び(3)の農業用機械及びその附帯施設については、1/3以内とする。なお、補助することのできる上限額は、5万円とする。	農業主導型6次産業化整備事業実施要領（平成22年〇月〇日付け〇経営第〇号経営局長通知） 「農業主導型6次産業化整備事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」（平成22年〇月〇日付け〇経営第〇号経営局長通知） 「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号総合食料局長、生産局長、経営局長通知）	応募団体の要件について、詳細は公示で定める。	
II 資源・環境対策									
38 農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業	農山漁村には太陽光などの自然エネルギーが豊富に存在しており、食料供給のみならず資源供給の面でも大きな潜在力を有している。このような潜在力を発現させ、低炭素社会の実現を達成するためには、太陽光エネルギーの有効活用に必要な施設等の導入が不可欠である。 このような状況を踏まえ、農山漁村の潜在力を最大限發揮させ、低炭	農山漁村の太陽光エネルギーを活用し、地球温暖化防止に貢献するとともに、農林漁業及び関連事業の経営の安定、省エネ・省コスト化を実現するため、農作物の保冷倉庫、畜舎、バイオマス変換施設等の農林水産業に関連する施設への太陽光パネルの設置を実施する。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合及び農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長が適当と認める者	1 工事費 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等太陽光パネル整備に必要な経費 【注記】 ・建屋については、補助対象外とする。 ・既設構築物の撤去費は、補助対象外とする。 ・基礎工事については、機械基礎以外の工事（土地造成、整地及び地盤改良工事）は、補助対象外とする。	6,776,553千円以内 (設置する太陽光パネルの規模は、10KW以上とする。)	1/3以内 (ただし、非営利民間団体にあっては、1/2以内)	バイオマス資源活用促進事業等事業実施要領		

別表 2

○農山漁村 6 次産業化対策事業

事業の種類	申請書類（第 10 関係）
I 地産地消・ 販路拡大・ 価値向上	
1 地域農商工等連携促進対策事業 2 農商工等連携促進対策中央支援事業 3 技術促進対策事業 4 外食産業・農業等連携ビジネス確立事業 5 農水産物機能性活用推進事業	1 事業に係る課題提案書（別紙様式 1-1） 提案の内容は、別表 1 第 2 の趣旨、第 3 の事業内容及び第 5 の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、以下を添付してください。 (1) 応募者に関する事項（別紙様式 1-2） (2) 取組内容に関する事項（別紙様式 1-3） (3) 経費内訳書（補助事業等を実施するために必要な経費のすべての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した内訳書）（別紙様式 1-4） なお、上記のほか、地域農商工等連携促進対策事業については別紙様式 2-1 及び 2-2 を、農商工等連携促進対策中央支援事業については別紙様式 3-1 及び 3-2 を添付してください。 2 応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等） (1) 応募者が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前事業年度の決算（事業）報告書 (2) 応募者が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前事業年度の決算（事業）報告書 ただし、(1)又は(2)に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料としてください。 3 その他 地域農商工等連携促進対策事業については、別途公示で定める資料を添付してください。
6 地域ブランド化・新需要創造支援事業	<農林水産物・食品地域ブランド化支援事業（全国段階）> 1 事業申請書の記載内容 別途公示で定める様式に従って、「農林水産物・食品地域ブランド化支援事業（全国段階）事業実施計画書」を作成してください。 2 提出書類及び部数 応募案件ごとに、別途公示で定める様式に従って、以下を作成してください。 (1) 事業申請書表紙（事業申請書類チェックシート） 7 部（正 1 部副 6 部）

	(2) 事業申請書受付確認用返信はがき 1 部 (3) 連絡先表 1 部 (4) 農林水産物・食品地域ブランド化支援事業（全国段階）事業実施計画書 7 部（正 1 部副 6 部） (5) 事業実施主体の定款、組織図、総会資料等事業実施主体の概要・活動状況が分かる資料 7 部（正 1 部副 6 部） ＜新需要創造フロンティア育成事業＞ 応募案件ごとに、別途公示で定める様式に従って、以下を作成してください。 1 「提案申請書」 9 部（正 1 部副 8 部） 2 会社経歴（概要）、団体の定款（又は規約）、業務方法書など団体の活動が分かる資料 9 部（正 1 部副 8 部） 3 直近の総会資料（財務諸表等の添付資料） 9 部（正 1 部副 8 部） 4 申請書類チェックシート 1 部 5 受付確認用返信はがき 1 部 ＜成分保証・分別管理システム確立推進事業＞ 応募案件ごとに、別途公示で定める「事業実施計画書」（添付資料を含む。）を作成してください。 2 部（正 1 部副 1 部）
7 農林水産知的財産戦略総合推進事業	申請書については、別途公示で定める様式とし、応募案件ごとに生産局長に申請してください。あわせて、団体概要（事業実施主体の定款、組織図、総会資料等参画団体の概要・活動状況が分かる資料）を添付してください。
8 食文化活用・創造事業	1 事業申請書の記載内容 (1) 全国段階事業 別途公示で定める様式に従って、「平成22年度食文化活用・創造事業（全国段階）事業実施計画書」を作成してください。 (2) 地域段階事業 別途公示で定める様式に従って、「平成22年度食文化活用・創造事業（地域段階）事業実施計画書」を作成してください。 2 提出書類及び部数 応募案件ごとに、別途公示で定める様式に従って、以下を作成してください。 (1) 事業申請書表紙（事業申請書類チェックシート） 7 部（正 1 部副 6 部） (2) 事業申請書受付確認用返信はがき 1 部 (3) 連絡先表 1 部

	(4) 食文化活用・創造事業（全国段階・地域段階）事業実施計画書） 7部（正1部副6部） (5) 事業実施主体の定款、組織図、総会資料等事業実施主体の概要・活動状況が分かる資料 7部（正1部副6部）
9 日本型食生活支援事業	1 事業に係る課題提案書（別紙様式1－1） 提案の内容は、別表1第2の趣旨、第3の事業内容及び第5の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、以下を添付してください。 (1) 応募者に関する事項（別紙様式1－2） (2) 取組内容に関する事項（別紙様式1－3） (3) 経費内訳書（補助事業等を実施するために必要な経費のすべての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した内訳書）（別紙様式1－4） 2 応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等） (1) 応募者が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前事業年度の決算（事業）報告書 (2) 応募者が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前事業年度の決算（事業）報告書 ただし、(1)又は(2)に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料としてください。
II 流通の効率化・高度化	
10 一貫したコールドチェーン体制の整備事業	1 事業に係る課題提案書（別紙様式1－1） 提案の内容は、別表1第2の趣旨、第3の事業内容及び第5の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、以下を添付してください。
11 食品流通高度化推進調査事業	(1) 応募者に関する事項（別紙様式1－2） (2) 取組内容に関する事項（別紙様式1－3）
12 輸送行程効率化調査事業	(3) 経費内訳書（補助事業等を実施するために必要な経費のすべての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した内訳書）（別紙様式1－4）
13 包装・荷役作業効率化調査事業	なお、上記のほか、一貫したコールドチェーン体制の整備事業については、別紙様式4を添付してください。
14 農業者所得向上流通調査事業	2 応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等） (1) 応募者が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前事業年度の決算（事業）報告書
15 次世代流通	(2) 応募者が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前事業年度の決算（事業）報告書 ただし、(1)又は(2)掲げる資料がない場合にあっては、これら

情報インフラ調査事業 16 食品流通効率化・高度化推進事業 17 地域商店街等活性化推進事業	に準ずる資料としてください。
Ⅲ 国際展開	
18 輸出総合支援事業	1 事業実施計画の承認申請書（別途実施要領で定める様式に従って、作成してください。） 2 応募者の業務・活動内容を示したパンフレット（又はリーフレット等これに準じるもの） 3 第三者に事業の一部を委託する場合にあっては、委託の内容を記載した書類（様式任意） 4 応募者が特認団体以外である場合は、定款及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はこれらに準じるもの） 5 事業実施主体が農業生産法人である場合には、過去の輸出額の実績を示す資料（別紙様式5－1） 6 応募者が特認団体である場合は、以下に掲げる資料 (1) 特認団体承認申請書（別紙様式5－2） (2) 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約（又はこれらに準じるもの） (3) 総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算 (4) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等） (5) その他応募者に関する参考資料 7 その他応募者が補助事業を適正に執行できる体制にあることを示す資料（補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。） 8 輸出拡大に向けたこれまでの取組活動やその成果に関する資料（様式任意） 9 その他申請に当たり参考となる資料
19 農林水産物等輸出課題解決対策事業	1 事業に係る課題提案書（別紙様式6－1） (1) 応募者に関する事項（別紙様式6－2） (2) 取組内容に関する事項（別紙様式6－3） (3) 経費内訳書（別紙様式6－4） 2 応募者の業務・活動内容を示したパンフレット（又はリーフレット）

	ット等これに準じるもの) 3 第三者に事業の一部を委託する場合にあつては、委託の内容を記載した書類(様式任意) 4 応募者が民間企業及び特認団体以外である場合は、定款及び最新の決算(営業)報告書1年分(又はこれらに準じるもの) 5 応募者が民間企業である場合は、営業経歴(沿革)及び直前事業年度の決算(事業)報告書(又はこれらに準じるもの) 6 応募者が特認団体である場合は、以下に掲げる資料 (1) 特認団体承認申請書(別紙様式5-2) (2) 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約(又はこれらに準じるもの) (3) 総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算 (4) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(設立総会資料、設立総会議事録等) (5) その他応募者に関する参考資料 7 その他応募者が補助事業を適正に執行できる体制にあることを示す資料(補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。) 8 その他申請に当たり参考となる資料
20 品種保護に向けたDNA品種識別技術確立事業	1 事業に係る課題提案書(別紙様式1-1) 提案の内容は、別表1第2の趣旨、第3の事業内容及び第5の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、以下を添付してください。 (1) 応募者に関する事項(別紙様式1-2) (2) 取組内容に関する事項(別紙様式1-3) (3) 経費内訳書(補助事業等を実施するために必要な経費のすべての額(消費税等の一切の経費を含む。)を記載した内訳書)(別紙様式1-4) 2 応募者の概要(団体概要等)が分かる資料(パンフレット等) (1) 応募者が民間企業である場合にあつては、営業経歴(沿革)及び直前事業年度の決算(事業)報告書 (2) 応募者が民間企業以外の者である場合にあつては、定款及び直前事業年度の決算(事業)報告書 ただし、(1)又は(2)に掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料としてください。
21 海外外食事業者向け日本産食材輸出促進事業	1 事業に係る課題提案書(別紙様式1-1) 提案の内容は、別表1第2の趣旨、第3の事業内容及び第5の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、以下を添付してください。

	(1) 応募者に関する事項（別紙様式 1－2） (2) 取組内容に関する事項（別紙様式 1－3） (3) 経費内訳書（補助事業等を実施するために必要な経費のすべての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した内訳書）（別紙様式 1－4） 2 応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等） (1) 応募者が民間企業にある場合あつては、営業経歴（沿革）及び直前事業年度の決算（事業）報告書 (2) 応募者が民間企業以外の者である場合にあつては、定款及び直前事業年度の決算（事業）報告書 ただし、(1)又は(2)に掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料としてください。
22 東アジア食品産業海外展開支援事業	1 事業に係る課題提案書（別紙様式 1－1） 提案の内容は、別表 1 第 2 の趣旨、第 3 の事業内容及び第 5 の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、以下を添付してください。 (1) 応募者に関する事項（別紙様式 1－2） (2) 取組内容に関する事項（別紙様式 1－3） (3) 経費内訳書（補助事業等を実施するために必要な経費のすべての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した内訳書）（別紙様式 1－4） なお、上記のほか、中小企業等技術実証支援及び共同技術実証支援については、それぞれ別紙様式 7－1 及び 7－2 を添付してください。 2 応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等） (1) 応募者が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び直前事業年度の決算（事業）報告書 (2) 応募者が民間企業以外の者である場合にあつては、定款及び直前事業年度の決算（事業）報告書 ただし、(1)又は(2)に掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料としてください。
IV 資源・環境対策	
23 バイオマス資源活用促進事業	1 事業に係る課題提案書（別紙様式 1－1） 提案の内容は、別表 1 第 2 の趣旨、第 3 の事業内容及び第 5 の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、以下を添付してください。 (1) 応募者に関する事項（別紙様式 1－2） (2) 取組内容に関する事項（別紙様式 1－3）

	(3) 経費内訳書（補助事業等を実施するために必要な経費のすべての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した内訳書）（別紙様式1－4） 2 応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等） (1) 応募者が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前事業年度の決算（事業）報告書 (2) 応募者が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前事業年度の決算（事業）報告書 ただし、(1)又は(2)に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料としてください。
24 食品廃棄物発生抑制推進事業 25 技術の改良による食品廃棄物新規用途開発推進事業 26 フードバンク活動推進事業 27 食品リサイクル・ルール構築促進事業 28 食品廃棄物効率的収集体制構築促進事業 29 食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業 30 食品産業CO₂削減促進対策事業 31 容器包装リサイクル法コンプライアンス推進事業	1 事業に係る課題提案書（別紙様式1－1） 提案の内容は、別表1第2の趣旨、第3の事業内容及び第5の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、以下を添付してください。 (1) 応募者に関する事項（別紙様式1－2） (2) 取組内容に関する事項（別紙様式1－3） (3) 経費内訳書（補助事業等を実施するために必要な経費のすべての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した内訳書）（別紙様式1－4） なお、上記のほか、食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業については、別紙様式8を添付してください。 2 応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等） (1) 応募者が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前事業年度の決算（事業）報告書 (2) 応募者が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前事業年度の決算（事業）報告書 ただし、(1)又は(2)に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料としてください。 3 その他 技術の改良による食品廃棄物新規用途開発推進事業については、別途公示で定める資料を添付してください。

V 品質管理・コンプライアンスの徹底を通じた企業体質の強化	
32 食品産業品質管理向上推進事業 33 食品企業信頼確保対策支援事業 34 食品産業表示推進支援事業	1 事業に係る課題提案書（別紙様式 1－1） 提案の内容は、別表 1 第 2 の趣旨、第 3 の事業内容及び第 5 の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、以下を添付してください。 (1) 応募者に関する事項（別紙様式 1－2） (2) 取組内容に関する事項（別紙様式 1－3） (3) 経費内訳書（補助事業等を実施するために必要な経費のすべての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した内訳書）（別紙様式 1－4） 2 応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等） (1) 応募者が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前事業年度の決算（事業）報告書 (2) 応募者が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前事業年度の決算（事業）報告書 ただし、(1)又は(2)に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料としてください。
VI 緑と水の環境技術革命プロジェクト	
35 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業	1 事業に係る課題提案書（別紙様式 1－1） 提案の内容は、別表 1 第 2 の趣旨、第 3 の事業内容及び第 5 の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、以下を添付してください。 (1) 応募者に関する事項（別紙様式 1－2） (2) 取組内容に関する事項（別紙様式 1－3） (3) 経費内訳書（補助事業等を実施するために必要な経費のすべての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した内訳書）（別紙様式 1－4） 2 技術シーズに係る書類 事業化を図る技術シーズの内容が分かる資料及び応募者との関わりを示す以下の書類を添付してください。 (1) 応募者が技術シーズを保有している場合

	投稿論文等、応募者と技術シーズとの関わりを客観的に証明する資料 (2) 応募者が技術シーズを保有していない場合 ① 応募者と技術シーズとの関係が分かる書類 ② 技術シーズの帰属する者の同意書 3 特許明細書 技術シーズが特許（出願中のものも含む）の場合は、特許明細書を添付してください。該当特許がない場合は、添付の必要はありません。 4 応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等） (1) 応募者が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び直前事業年度の決算（事業）報告書 (2) 応募者が民間企業以外の者である場合にあつては、定款及び直前事業年度の決算（事業）報告書 ただし、(1)又は(2)に掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料としてください。
--	--

○農山漁村 6 次産業化対策整備事業

事業の種類	申請書類（第 10 関係）
I 地産地消・ 販路拡大・ 価値向上	
36 農商工等連 携促進施設 整備支援事 業	1 応募申請書等 別途実施要領で定める様式に従って、以下を作成してください。 (1) 応募申請書 (2) 農商工等連携促進施設整備支援事業実施計画書 2 添付資料 (1) 事業実施主体の概要が分かる資料（定款・規約、役員名簿、直近 1 事業年度の収支決算・貸借対照表、パンフレット等） (2) 機械・施設の規模決定根拠（規模（導入する機械の能力、台数、施設の規模、処理能力、附帯施設の能力、数量等）を決定した計算過程をその根拠となる処理・加工量、出荷量、利用計画、機械・施設の能力、既存の機械・処理の能力等の具体的な数値を用いて記載すること。） (3) 機械・施設の配置図、平面図、事業費の積算（概略設計）、見積書（2 社以上）、導入機械・施設のカタログ等 (4) 機械・施設整備の工程表 (5) 収支計画 (6) 連携農林漁業者又は農林漁業者団体と食品産業事業者が共同で作成した連携計画
37 農業主導型 6 次産業化 整備事業	1 応募申請書等 別途公示で定める様式に従って、以下を作成してください。 (1) 応募申請書 (2) 農業主導型 6 次産業化整備事業実施計画書 2 添付資料 (1) 経営状況が明らかとなる資料（直近 3 年分の決算報告書等） (2) 組織の形態や構成が明らかとなる資料（登記事項証明書、定款、規約、農業委員会が証明する書類等） (3) 農業経営を改善しようとするのが明らかとなる書類（農業経営改善計画等） (4) 事業費の根拠が明らかとなる資料（見積書、カタログ等） (5) 施設等の利用計画の根拠となる資料 (6) 費用対効果分析の根拠となる資料 (7) 商品、技術等を説明する資料 (8) 作付面積、生産量、製造量、販売額等が明らかとなる資料

Ⅱ 資源・環境 対策	
38 農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業	1 事業実施計画書 別途実施要領で定める事業実施計画書の様式に従って、必要事項を記入して提出してください。 2 応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等） (1) 応募者が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前事業年度の決算（事業）報告書 (2) 応募者が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前事業年度の決算（事業）報告書 ただし、(1)又は(2)に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料としてください。

○農山漁村 6 次産業化対策事業

事業の種類	審査手順等（第 1 1 関係）
I 地産地消・販路拡大・価値向上	
1 地域農商工等連携促進対策事業 2 農商工等連携促進対策中央支援事業 3 技術促進対策事業 4 外食産業・農業等連携ビジネス確立事業 5 農水産物機能性活用推進事業	1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。 (1) 書類確認 提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。 なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。 (2) 事前審査 事業担当課において、事前審査を実施します。 (3) 課題提案会 課題提案会については、必要に応じ開催することとします。また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、事業担当課及び総合食料局総務課の各担当者等からの質疑を受けていただきます。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。） なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。 (4) 選定審査委員会 事前審査及び課題提案会を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を選定します。 2 審査の観点 審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。 3 審査の基準 審査は、以下の項目について行います。 (1) 事業内容及び実施方法

	① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性 ② 実施方法の効率性 ③ 経費配分の適正性 (2) 事業の効果 ① 期待される成果 ② 波及効果 (3) 事業実施主体の適格性 ① 実施体制の適格性 ② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等 採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果を基に、選定審査委員会において総合的に判断し、補助金交付候補者を選定します。
6 地域ブランド化・新需要創造支援事業	1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。 (1) 申請書類の提出 別途定める公示に基づき、申請書類を作成し事業担当課に提出します。 (2) 審査の方法 事業担当課において、提出された申請書類の内容等を審査して、補助金交付候補者を選定します。 (3) 審査の手順 ① 農林水産物・食品地域ブランド化支援事業（全国段階）及び成分保証・分別管理システム確立推進事業 ア 形式審査 提出された事業申請書について、事業担当課において、応募の要件（応募団体の要件、申請金額、事業実施期間、重複申請の制限等）及び事業実施計画の内容について確認し、必要に応じ事業担当課から内容の問合せをさせていただきます。 イ 書類審査 形式審査を終えたものについて、事業担当課に設置する選定審査委員会による書類審査を実施します。 なお、選定審査委員の関係団体から事業への応募があった場合は、当該選定審査委員は、当該提案に対する審査から除外されるものとします。 ウ 補助金交付候補者の決定 書類審査における評価を踏まえ、補助金交付候補者を選考します。 この審査結果を生産局長に提出し、補助金交付候補者

を選定します。

② 新需要創造フロンティア育成事業

ア 形式審査

提出された事業申請書について、事業担当課において、応募の要件（応募団体の要件、申請金額、事業実施期間、重複申請の制限等）を満たしているかについて審査します。

なお、応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

イ ヒアリング審査

形式審査を終えたものについて、事業担当課に設置する選定審査委員会により、申請者（代理も可能とします。）に対するヒアリング審査を実施します。

なお、ヒアリング審査に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。

ウ 補助金交付候補者の決定

ヒアリング審査における評価を踏まえ、選定審査委員会において補助金交付候補者を選考します。

この審査結果を生産局長に提出し、補助金交付候補者を決定します。

①及び②の選定審査委員会には、外部有識者も参画し、応募者から提出された申請書類の内容について審査し、得点の高い応募者から補助金交付候補者を選考していきます。

2 審査の観点

審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。

3 審査基準

審査は、以下の項目について行います。

(1) 事業内容及び実施の方法

- ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性
- ② 実施方法の効率性
- ③ 経費配分の適正性

(2) 事業の効果

- ① 期待される効果
- ② 波及効果

(3) 事業実施主体の適格性

- ① 実施体制の適格性
- ② 知見及び専門性

7 農林水産知的 財産戦略総合 推進事業	1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。 (1) 事業申請書の提出 別途定める公示に基づき、事業申請書を作成し事業担当課に提出します。 (2) 審査の方法 事業担当課において、提出された事業申請書の申請内容等を審査して、補助金交付候補者を決定します。 (3) 審査の手順 ① 形式審査 提出された事業申請書について、事業担当課において、応募の要件（応募者の要件、申請金額、重複申請の制限等）及び事業実施計画の内容について確認し、必要に応じ事業担当課から内容の問合せをさせていただきます。 ② 補助金交付候補者の選定 形式審査を終えたものについて、事業担当課に設置する選定審査委員会において審査を実施し、補助金交付候補者を選定します。 選定審査委員会では、内容に対するヒアリングを実施します。 なお、選定審査委員の関係団体から事業への応募があった場合は、当該選定審査委員は、当該提案に対する審査から除外されるものとします。 2 審査の観点 審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。 3 審査基準 審査は、以下の項目について行います。 (1) 事業内容及び実施の方法 ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性 ② 実施方法の効率性 ③ 経費配分の適正性 (2) 事業の効果 ① 期待される効果 ② 波及効果 (3) 事業実施主体の適格性 ① 実施体制の適格性 ② 知見及び専門性
-------------------------------------	---

8 食文化活用・
創造事業

1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施されます。

(1) 事業申請書の提出

別途定める公示に基づき、事業申請書を作成し事業担当課に提出します。

(2) 審査の方法

事業担当課において、提出された事業申請書の申請内容等を審査して、補助金交付候補者を決定します。

(3) 審査の手順

① 形式審査

提出された事業申請書について、事業担当課において、応募の要件（応募団体の要件、申請金額、事業実施期間、重複申請の制限等）及び事業実施計画の内容について確認し、必要に応じ事業担当課から内容の問合せをさせていただきます。

② 書類審査

形式審査を終えたものについて、事業担当課に設置する選定審査委員会の委員による書類審査を実施します。

なお、選定審査委員の関係団体から事業への応募があった場合は、当該選定審査委員は、当該提案に対する審査から除外されるものとします。

③ 補助金交付候補者の決定

書類審査における評価を踏まえ、補助金交付候補者を選考します。

この審査結果を生産局長に提出し、補助金交付候補者を決定します。

2 審査の観点

審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。

3 審査基準

審査は、以下の項目について行います。

(1) 事業内容及び実施の方法

① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性

② 実施方法の効率性

③ 経費配分の適正性

(2) 事業の効果

① 期待される効果

② 波及効果

(3) 事業実施主体の適格性

	① 実施体制の適格性 ② 知見及び専門性 採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果を基に、選定審査委員会において総合的に判断し、補助金交付候補者を選定します。
9 日本型食生活支援事業	1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。 (1) 書類確認 提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。 なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。 (2) 事前審査 事業担当課において、事前審査を実施します。 (3) 課題提案会 課題提案会については、必要に応じ開催することとします。また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、事業担当課及び総合食料局総務課の各担当者等からの質疑を受けていただきます。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。） なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。 (4) 選定審査委員会 事前審査及び課題提案会を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を採択します。 2 審査の観点 審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的にを行います。 3 審査の基準 審査は、以下の項目について行います。 (1) 事業内容及び実施方法 ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性 ② 実施方法の効率性 ③ 経費配分の適正性

	(2) 事業の効果 ① 期待される成果 ② 波及効果 (3) 事業実施主体の適格性 ① 実施体制の適格性 ② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等 採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果を基に、選定審査委員会において総合的に判断し、補助金交付候補者を選定します。
II 流通の効率化・高度化	
10 一貫したワールドチェーン体制の整備事業 11 食品流通高度化推進調査事業 12 輸送行程効率化調査事業 13 包装・荷役作業効率化調査事業 14 農業者所得向上流通調査事業 15 次世代流通情報インフラ調査事業 16 食品流通効率化・高度化推進事業 17 地域商店街等活性化推進事業	1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。 (1) 書類確認 提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。 なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。 (2) 事前審査 事業担当課において、事前審査を実施します。 (3) 課題提案会 課題提案会については、必要に応じ開催することとします。また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、事業担当課及び総合食料局総務課の各担当者等からの質疑を受けていただきます。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。） なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。 (4) 選定審査委員会 事前審査及び課題提案会を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を選定します。 2 審査の観点 審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行

	います。 3 審査の基準 審査は、以下の項目について行います。 (1) 事業内容及び実施方法 ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性 ② 実施方法の効率性 ③ 経費配分の適正性 (2) 事業の効果 ① 期待される成果 ② 波及効果 (3) 事業実施主体の適格性 ① 実施体制の適格性 ② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等 採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果を基に、選定審査委員会において総合的に判断し、補助金交付候補者を選定します。
Ⅲ 国際展開	
18 輸出総合支援事業	1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。 (1) 書類確認 提出された申請書類について、応募要件及び申請書類の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。 なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。 (2) 選定審査委員会 外部有識者等で構成される選定審査委員会において、提出された申請書類について採点・審査を行い、予算の範囲内において、得点が高い者から順に、補助金交付候補者を採択します。なお、選定審査委員会では、必要に応じ、ヒアリング審査を行います（ヒアリング審査は、非公開といたします。）。ヒアリング審査を実施する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した申請書類の説明を行い、委員からの質疑を受けていただきます（旅費は、応募者負担とさせていただきます。）。なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由なくヒアリング審査に出席されなかった場合は、申請を辞退したものとみなします。

	2 審査の観点 審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的にを行います。 3 審査基準 審査は、以下の項目について行います。 (1) 輸出に取り組む事業者向け対策 ① 輸出促進の取組方針等 ア 輸出促進政策、社会的なニーズ等に対する妥当性及び適合性 イ 取組(実績)、現状の把握、課題の設定、取組方針の策定及び事業実施計画との関連付けの妥当性 ウ 設定目標額の妥当性、実現可能性等 ② 事業の内容、事業の実施手法等 ア 事業メニューの選択の妥当性 イ 事業の内容の具体性、現実性、効率性等 ウ 事業実施スケジュールの精度、実現可能性等 エ 事業実施に向けた実施体制の妥当性 オ 事業予算規模及び積算内訳の妥当性 ③ 事業実施主体の適格性 ア 組織体制等の適格性 イ 事業費の自己負担部分の確保等 ウ 国が行った過去の輸出促進施策への参画・取組実績の評価等(取組実績等がある場合に限る。) (2) マッチング支援対策 ① 事業実施体制の妥当性 ② 事業実施国の市場特性及び輸出拡大のための課題の分析の妥当性 ③ 国内事業者の参加者募集方法の妥当性 ④ 国内事業者の参加者に対するアドバイス及び支援の方法の妥当性 ⑤ 現地需用者の参集方法の妥当性 ⑥ マッチング型商談会の会場及び内容の妥当性 ⑦ マッチング型商談会開催後の商談支援の方法の妥当性 ⑧ 報告書提出までのスケジュールの妥当性 ⑨ 積算内訳の妥当性
19 農林水産物等 輸出課題解決 対策事業	1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。 (1) 書類確認

	提出された申請書類について、必要に応じて問合せをさせていただきます。 なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。 (2) 選定審査委員会 外部有識者等で構成される選定審査委員会において、提出された申請書類について採点・審査を行い、予算の範囲内において、得点が高い者から順に、補助金交付候補者を採択します。なお、選定審査委員会では、必要に応じ、ヒアリング審査を行います（ヒアリング審査は、非公開といたします）。ヒアリング審査を実施する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した申請書類の説明を行い、委員からの質疑を受けていただきます（旅費は、応募者負担とさせていただきます。）。なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由なくヒアリング審査に出席されなかった場合は、申請を辞退したものとみなします。 2 審査の観点 審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。 3 審査基準 審査は、以下の項目について行います。 (1) 事業内容及び実施方法 ① 事業目的及び事業内容の妥当性 ② 実施方法の適切性及び効率性 ③ 事業費の積算及び経費配分の適正性 (2) 事業の効果 ① 期待される成果 ② 波及効果 (3) 事業実施主体等の適格性 ① 実施体制の適格性 ② 知見、専門性の有無、類似・関連事業での実績等 ③ 課題解決検討会の構成の適正性
20 品種保護に向けたDNA品種識別技術確立事業	1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。 (1) 書類確認 提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確

	認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。 なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。 (2) ヒアリング審査 書類確認を終えたものについて、事業担当課に設置する委員会により、申請者（代理も可能とします。）に対するヒアリング審査を実施します なお、また、ヒアリング審査に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。 (3) 補助金交付者の決定 ヒアリング審査における評価を踏まえ、選定審査委員会において補助金交付候補者を選定します。 選定審査委員会には、外部有識者も参画し、応募者から提出された申請書類の内容について審査し、得点の高い応募者から補助金交付候補者を選考していきます。 2 審査の観点 審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。 3 審査基準 審査は、以下の項目について行います。 (1) 事業内容及び実施の方法 ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性 ② 実施方法の効率性 ③ 経費配分の適正性 (2) 事業の効果 ① 期待される効果 ② 波及効果 (3) 事業実施主体の適格性 ① 実施体制の適格性 ② 知見及び専門性
21 海外外食事業者向け日本産食材輸出促進事業 22 東アジア食品産業海外展開支援事業	1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。 (1) 書類確認 提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。 なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

	(2) 事前審査 事業担当課において、事前審査を実施します。 (3) 課題提案会 課題提案会については、必要に応じ開催することとします。 また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、事業担当課及び総合食料局総務課の各担当者等からの質疑を受けていただきます。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。） なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。 (4) 選定審査委員会 事前審査及び課題提案会を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を採択します。 2 審査の観点 審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的にを行います。 3 審査の基準 審査は、以下の項目について行います。 (1) 事業内容及び実施方法 ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性 ② 実施方法の効率性 ③ 経費配分の適正性 (2) 事業の効果 ① 期待される成果 ② 波及効果 (3) 事業実施主体の適格性 ① 実施体制の適格性 ② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等 採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果を基に、選定審査委員会において総合的に判断し、補助金交付候補者を選定します。
IV 資源・環境対策	
23 バイオマス資源	1 審査の手順

源活用促進事業	審査は、以下の手順により実施されます。 (1) 書類確認 提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。 なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。 (2) 選定審査委員会 選定審査委員会の開催については、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、選定審査委員会からの質疑を受けていただきます。これらを踏まえ、選定審査委員会において審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を採択します。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。） 2 審査の観点 審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。 3 審査の基準 審査は、以下の項目について行います。 (1) 事業実施主体の実績 (2) 課題提案内容 ① 事業の理解度が高いこと ② 事業実施に対する体制が整備されていること ③ 事業の実施方法及び内容が優れていること ④ 事業の経済性が優れていること ⑤ 事業の実現度が高いこと (3) 当事業の意図との合致 採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果を基に、選定審査委員会において総合的に判断し、得点の最上位の者（最上位の者が複数ある場合は、その中から選定審査委員会が選定した者）を補助金交付候補者として1者を選定します。なお、最上位の者の得点が総合計得点の7割に満たない場合は、採択を見送ることとし、再度公募を実施します。
24 食品廃棄物発生抑制推進事業 25 技術の改良に	1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。 (1) 書類確認 提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、

よる食品廃棄物新規用途開発推進事業 26 フードバンク活動推進事業 27 食品リサイクル・ループ構築促進事業 28 食品廃棄物効率的収集体制構築促進事業 29 食品廃棄物オンサイト肥飼料化設備導入事業 30 食品産業 C02削減促進対策事業 31 容器包装リサイクル法コンプライアンス推進事業	所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。 なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。 (2) 事前審査 事業担当課において、事前審査を実施します。 (3) 課題提案会 課題提案会については、必要に応じ開催することとします。また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、事業担当課及び総合食料局総務課の各担当者等からの質疑を受けていただきます。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。） なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。 (4) 選定審査委員会 事前審査及び課題提案会を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を採択します。 2 審査の観点 審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。 3 審査の基準 審査は、以下の項目について行います。 (1) 事業内容及び実施方法 ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性 ② 実施方法の効率性 ③ 経費配分の適正性 (2) 事業の効果 ① 期待される成果 ② 波及効果 (3) 事業実施主体の適格性 ① 実施体制の適格性 ② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等 採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果を基に、選定審査委員会において総合的に判断し、補助金交付候補者を選定します。
---	---

V 品質管理・コンプライアンスの徹底を通じた企業体質の強化	
32 食品産業品質管理向上推進事業 33 食品企業信頼確保対策支援事業 34 食品産業表示推進支援事業	1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。 (1) 書類確認 提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。 なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。 (2) 事前審査 事業担当課において、事前審査を実施します。 (3) 課題提案会 課題提案会については、必要に応じ開催することとします。また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、事業担当課及び総合食料局総務課の各担当者等からの質疑を受けていただきます。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。） なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。 (4) 選定審査委員会 事前審査及び課題提案会を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を採択します。 2 審査の観点 審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。 3 審査の基準 審査は、以下の項目について行います。 (1) 事業内容及び実施方法 ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性 ② 実施方法の効率性 ③ 経費配分の適正性

	(2) 事業の効果 ① 期待される成果 ② 波及効果 (3) 事業実施主体の適格性 ① 実施体制の適格性 ② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等 採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果を基に、選定審査委員会において総合的に判断し、補助金交付候補者を選定します。
VI 緑と水の環境 技術革命プロ ジェクト	
35 緑と水の環境 技術革命プロ ジェクト事業	1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。 (1) 書類確認 提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。 なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。 (2) 選定審査委員会 選定審査委員会の開催については、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、選定審査委員会からの質疑を受けていただきます。これらを踏まえ、選定審査委員会において審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を選定します。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。） 2 審査の観点 審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。 3 審査の基準 審査は、以下の項目について行います。 (1) 事業内容及び実施方法 ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性 ② 実施方法の効率性 ③ 経費配分の適正性

	(2) 事業の効果 ① 期待される成果 ② 波及効果 (3) 事業実施主体の適格性 ① 実施体制の適格性 ② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等 採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果を基に、選定審査委員会において総合的に判断し、補助金交付候補者を選定します。
--	---

○農山漁村 6 次産業化対策整備事業

事業の種類 (事業担当課)	審査手順等（第 1 1 関係）
I 地産地消・販 路拡大・価値 向上	
36 農商工等連携 促進施設整備 支援事業	1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。 (1) 書類確認 提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。 なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。 (2) 事前審査 事業担当課において、事前審査を実施します。 (3) 課題提案会 課題提案会については、必要に応じ開催することとします。また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、事業担当課及び総合食料局総務課の各担当者等からの質疑を受けていただきます。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。） なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席しなかった場合は、辞退したものとみなします。 (4) 選定審査委員会 事前審査及び課題提案会を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を選定します。 2 審査の観点 審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに事業実施主体の適格性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。 3 審査の基準 審査は、以下の項目について行います。 (1) 事業内容及び実施方法

	① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性 ② 実施方法の効率性 ③ 経費配分の適正性 (2) 事業の効果 ① 期待される成果 ② 波及効果 (3) 事業実施主体の適格性 ① 実施体制の適格性 ② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等 採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果を基に、選定審査委員会において総合的に判断し、補助金交付候補者を選定します。
37 農業主導型 6 次産業化整備 事業	1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。 (1) 審査の方法 提出された書類について、事業担当課において応募要件を確認した後、選定審査委員会は、補助金交付候補者案を選定します。 (2) 応募、審査の手順 ① 応募 応募団体は、所在する都道府県を管轄する地方農政局（北海道にあっては農林水産省経営局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下 37 において同じ。）の事業担当課を通じて農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に対して応募申請を行います。 ② 書類確認 ア 提出された申請書類については、地方農政局等の事業担当課において、応募要件（応募団体の要件、申請金額等）及び事業実施計画書の内容について確認し、必要に応じて応募団体に問合せをさせていただきます。 イ 地方農政局等の事業担当課は、アの手続を了した上で応募要件を満たしていると認める場合は、申請書類にその旨の意見を付して経営局長に送付します。 ウ イの送付を受けた経営局事業担当課は、申請書類を選定審査委員会に諮ります。 ③ 書類審査 選定審査委員会において、書類審査を実施します。 ④ ヒアリング審査 選定審査委員会において、応募団体に対するヒアリング

	審査を実施します。(旅費は、応募団体の負担とさせていただきます。)なお、特段の事由がなくヒアリング審査に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。また、ヒアリング審査には、原則として、地方農政局等の事業担当課も出席します。 ⑤ 審査結果 経営局長は、選定審査委員会の書類審査及びヒアリング審査の結果を踏まえ、総合的に判断し、補助金交付候補者を選定します。 2 審査の観点 別途、公示で定めます。
Ⅱ 資源・環境対策	
38 農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業	1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。 (1) 審査の方法 提出された申請書類について、事業担当課において応募要件を確認した後、選定審査委員会は、補助金交付候補者を選定します。 (2) 応募、審査の手順 ① 応募 応募団体は、所在する都道府県を管轄する地方農政局長等(北海道にあっては大臣官房環境バイオマス政策課長(以下「環境バイオマス政策課長」という。)、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に対して応募申請を行います。 ② 書類確認 ア 提出された申請書類については、地方農政局等の事業担当課において、応募要件(応募団体の要件、申請金額等)及び事業実施計画書の内容について確認し、必要に応じて応募団体に問合せをさせていただきます。 イ 地方農政局等の事業担当課は、アの手続を了した上で採択に相当すると認める場合は、申請書類にその旨の意見を付して環境バイオマス政策課長に送付します。 ウ イの送付を受けた環境バイオマス政策課長は、申請書類を選定審査委員会に諮ります。 ③ 書類審査 選定審査委員会において、書類審査を実施します。

④ ヒアリング審査

選定審査委員会において、必要に応じて応募団体に対するヒアリング審査を実施します。（旅費は応募団体の負担とします。）なお、ヒアリング審査に出席しなかった場合は、辞退とみなされます。また、ヒアリング審査には、原則として、地方農政局等の事業担当者も出席します。

⑤ 審査結果

選定審査委員会の書類審査及びヒアリング審査の結果を踏まえ、総合的に判断し、選定審査委員会は補助金交付候補者を選定します。

2 審査の観点

審査は、事業内容及び実施方法、事業の効果、事業実施主体の適格性の観点から事業の趣旨等を勘案して総合的に審査します。

3 審査の基準

審査は、以下の項目について行います。

- (1) 事業の目的との整合性
- (2) 事業実施主体の適格性
- (3) 事業内容及び実施方法の妥当性
- (4) 関係法令の許認可の取得状況
- (5) 設備の保守計画
- (6) 価格の妥当性
- (7) スケジュール

採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果をもとに、選定審査委員会において総合的に判断し、補助金交付候補者を選定します。